

四、近代の大歳（明治以降）

慶応元年（一八六五）一月、功山寺に決起した高杉晋作率いる諸隊は、豪農商の支援と民衆の支持をうけ、保守派（俗論派）の藩府軍と激突して勝利をおさめた。深刻な内戦を制した新政権は、外には恭順、内には富国強兵、外国列強には下関開港などの「武備恭順」の藩是を定め、以後、討幕へと方向を転換していった。慶応二年、一方の幕府は威信を守るため長州藩追討（第二次）の兵をあげて四境に迫ったが、防長二州の士民は百万一心となつてこれに反撃し、八月、長州藩勝利のうちに幕を閉じた。慶応三年（一八六七）十月、幕府はついに大政を奉還して自滅する。これにより、十二月に王政復古の大詔が発せられ、近代国家への歩みが始まるのである。

明くる明治元年（一八六八）一月、戊辰戦争が始まり、旧幕府の残存勢力も一掃され、翌二年に長州・薩摩・土佐・肥前の四藩主導によつて版籍（領土・領民）が奉還された。明治四年（一八七一）七月、新政府は廃藩置県を断行し、全国を三府三〇六県の地方行政区画とする。このとき山口県域は、旧藩時代の本藩と支藩をそのまま踏襲し、山口・岩国・豊浦・清末の四県となつた。しかし、県域の広さは大小まちまちで、境域も複雑なため、同年十一月十五日に四県を合併して、現在の「山口県」が成立した。

版籍奉還と村の再編

— 矢原・朝田村の復活 —

これよりさきの明治元年（一八六八）閏四月、明治新政府は政体書を発布して「天下の権力すべてこれを太政官に帰す」と、中央集権を宣言し、地方行政に関しては府・藩・県の三治制をしいた。政府直轄領（旧幕府領・朝敵藩領）を府・県として府知事・県知事を置き、その他の藩にはそのまま藩主を置いて治めさせた。奥羽諸藩の征討に成功した新政府は、同年十月に「藩治職制」を公布して全国的に藩庁機構の統一方針を示したので、毛利敬親はこれを先どりして十一月三日、「防長藩治職制」を布告して藩の機構改革と人材登用を行っている。藩庁は政事堂と改められ、その下に議政・施政・会計・撫育・民政・軍政・社寺・学校・聴訟・好生・監察の一局が置かれた。従来の郡奉行所こゝろりかぎょうしよは「民生局」となり、地方行政を統括した。代官は「県令」（のち管事、さらに郡用方と改称される）と改められた。また、宰判を「裁判」に、勘場は「裁判署」となつた。

次いで、明治二年六月にすべての藩主の版籍奉還が実現すると、藩主は「藩知事」に任命され、政府管轄の地方行政区に組み込まれていった。同年十月には藩政時代の一八宰判を廃止し、裁判を「部」と改め、新たに一九部が設けられ、その役所である裁判署を「部署」と称した。吉敷郡は南北の二つに分け、北部（かつての山口宰判）は「吉敷部」、南部（かつての小郡宰判）は「南吉敷部」となつた。

また、さきの版籍奉還によって藩士の給領地も上地（采地返上）されたので、その土地は藩直轄の蔵入地となり、給領庄屋・給領畔頭は廃職となった。そのため、庄屋・畔頭の支配区の統合が行われ、村落の再編が進められることになった。すなわち、吉敷部に属する大歳地区は「矢原村」と「朝田村」の二村になった。このとき、従来の黒川村の黒川市・岩富は同村内であった榎野川対岸の福良・田屋島とともに平川地区の恒富村・平野村に統合され、この三か村を合わせて黒川村となるのである（「黒川」という名称は、元来大歳地区の一部の古名が村名となっていたものであるが、この村落統合によって大歳地区から平川地区へ村名が移動した。このため当地内の小字黒川市と、平川地区の大字黒川が混同されることになった）。そして、富田原は榎野川対岸の平井村に、反対に平川側の小原は引き続き矢原村に属していた。

吉敷部署支配 (元山口宰判)		村名	石高	庄屋	畔頭
矢原村	二、五一八石	一名	四名		
朝田村	三、〇〇一石	一名	四名		

戸籍法施行と副戸長

明治政府は、国内治安を確立するとともに列強に対抗するために徴兵制を整え、国家財政の安定を

はかるために、地租改正を実現し、富国強兵・殖産興業を実施するために、学制の整備などを企図した。これらの近代的な諸政策を進めるためには、まずその基礎となる戸籍の整備が必要であった。

明治四年（一八七二）四月、太政官は「戸籍法」を公布した。かくて、四民平等をたてまえとして家を中心に、住所本位で調査する新戸籍が編成されることになった。この戸籍は、翌明治五年（壬申）から実施するものとして準備がすすめられた（これを壬申戸籍という）。

この戸籍編成の事務を行うため、旧来の町村機構とは別の戸籍区を設け、区は町村を適宜に二〜三か所を組み合わせ、区ごとに戸籍専管の戸長・副戸長を置くものとされた。その区画割りは四月十日ころに終わるが、それより前の七月に廃藩置県で四県が発足し、十一月にこれらを統合した山口県が成立するに及んで、旧三県の区画割りも合わせ一二七区になった。各区に戸長および副戸長が選ばれ、調査の準備として区内の各戸には家ごとに屋敷番号を書いた木札が打たれた。

管轄	区	区域	戸長	副戸長
吉敷部 (地方)	八区	平川・大歳	士族 津森四郎 (平野)	農 内田七右衛門 (朝田)

こうして、新戸籍の事務は各区の戸長・副戸長の任務となり、一般の行政事務は旧来のとおり各村

の庄屋・畔頭の職掌であった。このように、行政組織が二途に分かれたものの、両者の関係は必ずしも明確に区別しにくかった。そこで、明治五年（一八七二）四月に太政官布告で、全国一般に庄屋・名主の名称を廃して戸長・副戸長に改め、末端行政事務の一元化が図られた。このとき大庄屋も廃止された。

山口県ではこの布告に従い同年八月に新戸籍の編成が一段落したのを機会に、戸籍専管のため区ごとに置いていた戸長・副戸長の職を廃止した。同時に各町村の庄屋・年寄の名称を廃して、「副戸長」（のち戸長）と改めた。この副戸長は、戸籍事務はもちろん、今までの庄屋事務のいっさいを取り扱うものであった。なお、畔頭・証人百姓などの地下役人の名称については、そのまま据えおかれた。

大小区制と戸長

県と町村の中間行政区としての部（旧宰判）には、郡用方（旧代官）が置かれていたが、明治五年（一八七二）六月に「区長」と改められた。区長は県庁の指揮を受け、管内の戸籍はじめ小学・社寺・租税・徴兵・土族授産などの事務を、管下の副戸長（旧庄屋）を指揮監督して処理した。

ついで、政府はさきの庄屋・名主制の廃止につづいて、同年十月、行政区に大区小区制を採用した。山口県では翌六年十二月、これまでの部を「大区」と改め、従来の区画を再編成して県下を二一大区・二二六小区に分け、明治七年（一八七四）一月から施行した。これが大小区制で、大区の役所を、

「会議所」といった。

このとき、吉敷郡は北部が第一〇大区（旧山口宰判↓吉敷部）、南部が一一大区（旧小郡宰判↓南吉敷部）となった。第一〇大区は一二の小区に分けられ、大歳・平川地区の区画編成は次のとおりとなった。

第一〇大区の小区編制

小区	村名	字名
第五小区	平井村	吉田 下平井 中平井 上平井
	黒川村	恒富 吉野 平野 田屋島 福良
	矢原村	小原
第六小区	平井村	富田原
	黒川村	黒川市 岩富
	矢原村	上矢原 中矢原 下矢原 上湯田 下湯田
第六小区	朝田村	勝井 法満寺 高井 三作 和田 朝田 河内 馬庭 阿仙原

（『山口市史』）

この大小区制によって、所在地の呼称は、例えば「第一〇大区第六小区吉敷郡朝田村何々」というていた。

小区は、ほぼ従来の二村を統合した区域となり、旧来のように副戸長（旧庄屋）・畔頭以下の地下

役人が任命された。明治八年（一八七五）一月、副戸長を「戸長」と改め、翌九年八月には畔頭の名称を廃して「副戸長」とし、区内の広狭によって人数を増減した。これらは藩政期の庄屋・畔頭の名残であったから、自宅で事務をとる習慣が続いていたが、小区制による村落の統合にともない、戸長以下の執務場所として「戸長役場」（または小区扱所）が設けられた。

当時の戸長は、宮成新八（明治五〜十年）、鮎川弥八（同十年〜十一年）、宮成和四郎（同十一年〜十二年）で、戸長役場は黒川市（現在の山下酒店の向い側）に置かれた。

このころの役場の事務は、地租改正や徴兵令の施行事務、小学校の開設など、新政府の改革的施策の最先端をになって多忙をきわめていた。加えて佐賀の乱（明治七年）、萩の乱（同九年）、西南戦争などと、急迫した空気のためだっていた時代であった。



戸長役場。のち村役場。そして大蔵出張所となる。

地租改正

維新後、新政府の重要課題は国家財政の基礎を安定させるための地租改正であった。廃藩置県によって藩主の領有権は解消し、全国の土地課税権は政府に集中したが、従来の年貢は藩によって租率や徴

収法の統一を欠き、他の雑租の中にも適当でないものが多かった。さらに、課税基準を石高から地価に変更し、年貢米という物納を金納にあらためる必要もあった。政府は全国統一の税制をたてるため、明治四年（一八七二）九月にまず田畠勝手作（農作物の自由作）を許可した。翌五年二月には田畠永代売買の禁止を解除するなど封建的拘束を除き、これに関連して土地を売買した場合の「地券渡方規則」を定め、これを前提に地租改正をすすめることになった。

地租改正の準備 山口県の初代県令に中野梧一が就任した。中野は函館の戦いで榎本武揚の下で長州藩の整武隊と抗戦した旧幕臣で、降伏後、大蔵省に出仕していた。かれを推挙したのは時の大蔵大輔井上馨（聞多）で、吉富簡一（藤兵衛）に宛てた書簡に「静岡之者に候得共、事務も充分出来、其人物も至て宜敷、第一等の参事に候と目利之上、差遣し申候」（『世外井上公伝』）とのべている。

明治四年十一月、山口県参事（のち権令から県令）として赴任した中野梧一は、大蔵省官僚であった関係から、政府部内の税制改革の方針に通じていた。かれは県政の手始めに、政府の承認を得て旧藩以来の馳走米・浮役銀・門役銀などの雑諸税を廃止するとともに、かねて旧藩知事が申し立てていた年貢納入が困難な荒廃田畠四万石余の休石を行うなど、減税につくした。

続いて、明治五年（一八七二）二月の「地券渡方規則」公布によって地租改正は必至とみた中野権令は、改正法の公布を待たずにこれが実施準備に着手したのである。まず、八月に租税課改革掛に元小郡宰判大庄屋林勇蔵（当時六〇歳）を、地券掛に諸郡の戸長ら有能な人材を任用した。

九月十五日、中野は林勇蔵・滝口吉右衛門らを呼んで、収穫米一石（約一五〇キロ）につき三元と

見積もり、五公五民の割合で税制改正の調査を命じた。これに対して、林勇蔵は農民の実情と税金の過酷なことを繰り返し主張して引き退らず、「二州農民のために地券調査については命を捨ててかかる」との決意のもとに、意見書を提出した。その骨子は、田の収穫米は石高の八割程度を平均収穫高とし、さらに田の乾湿・地味・耕作の便否などを総合して九等級に分け、等級別の歩引きをして労費をつぐない、貢租と農民取分は残米の五公五民とするというものであった。これは、実際には旧藩以来の四公六民の線におちつく程度に試算されていた。

この林案は大筋において承認され、多少の修正を加えて成案となった。別表1は両案を比較したものであるが、歩引きは上に薄く下に厚い累進課税方式が適用されている。

地押丈量と地価算定 こうして豪農層の合意を取りつけ、県下各地で改正調査に着手した。まず、田畠・宅地の一筆ごとの位置や持主などの地押し（測量）は、旧藩時代の宝暦検地が正確であるとの理由でこれを用い、新開作地や旧支藩領だけが実測された。しかも宝暦検地にあわせて六尺五寸の間竿がもちいられたから、一間を六尺で計算した他県にくらべ、大変有利な改正であった。つぎは地価の算定である。この年の九月から十二月までの九〇日間の県内八か所の米相場の一石当り平均は二円八九銭であった。当時は米価高騰の傾向にあったから、県は農民の反対を押し切って基準米価を一石三円とした。これによって、田地一筆ごとの収穫米から等級による歩引きをした残りを金額に換算し、その一〇倍を地価と定めた。したがって、残米一石の田地は地価三〇円となり、この三％にあたる九〇銭を経租（地租）、二％にあたる六〇銭を緯租（民費・郡村費）とした。経緯組合計一円五〇銭は年収穫三円の五割にあたり、五公五民の線がならぬかれたのである。

地価の調整 このようにして地租改正の準備は六年（一八七三）六月ごろ終了した。ところが、七月二十八日に太政官布告で「地租改正条例」がだされ、関係法令も公布された。これによると、石高制の旧租法を廃止して地価を定め、地租は地価の三％、郡村費は地租の三分の一以内、種肥代は収穫高の一五％、利子率は六％と定めていた。山口県の改正調査はこの条例公布前に行っていたので、多少の相違点があったから調整が行われた。基本的には最初の貢租額（経緯租の合計）一円五〇銭を動かさないものとして、経・緯租の割合を変え、地価をせりあげて調整された。県会で審議された最終案を大蔵省に上申の結果、明治七年二月二十日認可された。こうして藩政期からの米納制は廃止され、金納制にかわるのである。もっとも、過渡期の措置として同六年と七年の二年分は、防長協同会社（地租金納に対応するため中野権令の提唱で設立）が石代相場一石三円で現米を収納し、これを売却

表1 歩引法表

等級		歩引率		公租分	農民取分
		林案	成案		
上	上田	0%	0%	50.0%	50.0%
	中田	7	10	45.0	55.0
	下田	14	20	40.0	60.0
中	上田	21	25	37.5	62.5
	中田	28	30	35.0	65.0
	下田	35	35	32.5	67.5
下	上田	42	40	30.0	70.0
	中田	49	45	27.5	72.5
	下田	56	50	25.0	75.0

（小林茂『長州藩明治維新史研究』による）

して代納し、八年から各納税者が直接に金納することになった（地価
 三%の租率は、明治十年に二・五%になる）。

なお、改正による地券は明治八年（一八七五）一月に土地の持主に
 交付された。旧藩のころの土地の所有関係は、春定名寄帳に人別に登
 載され、これに基づいて納税者に「下札」が渡されていたが、地券も
 下札持主の名義によつて交付された。したがつて下札のなかつた小作
 人には地券は交付されなかつた。地主・自作農は土地所有権を認めら
 れたが、小作人に所有権はなかつたのである。こうして地主農民の地
 位は強まり米相場も次第に上昇して税負担は軽減したものの、地主と
 小作の関係は封建時代と変わらず、小作料も従来どおり現物納が続い
 た。

山林の改租が終わるのは明治十四年で、ここに土地に関するすべて
 の改租が完了するが、当地域の明治十二年の地目別地価は別表2のと
 おりである。

表2 地区別地租改正結果 明治12年（吉敷佐波郡一村限地券税帳写）

町村名	旧石高	田		畑		宅地		地租額
		反別	地価	反別	地価	反別	地価	
矢原村	2581石	1,204反210	63,402円30	163反611	2,553円17	60反208	1,196円36	1,678円79
朝田村	3001石	1,352反108	66,884円28	175反216	2,209円37	75反814	1,404円82	1,762円46
計	5582石	2,556反318	130,286円58	338反827	4,762円54	136反022	2,601円18	3,441円25

地租は地下の2.5%
 山林・原野総反別 2026反817（両村計）

（『山口市史』）

郡区町村編制法で村復活

—矢原村・朝田村の連合—

大小区制による連合町村の行政は明治十一年（一八七八）まで続いた。この制度は、中央集権化の
 方針のもとに権力の地方末端への浸透を図ろうとするものであったが、区画制は戸籍調査の便宜から
 置かれたもので、旧来の伝統的な町村組織を無視してあまりにも画一的であったから、地方行政の実
 態に合わない面があった。

政府は明治十一年七月、旧慣の尊重と地方分権のもとに、いわゆる地方三新法を公布した。この法
 は、町村を自治体と認める「郡区町村編制法」「府県会規則」および「地方税規則」である。この基
 幹である郡区町村編制法によると、地方の行政区画は、府県—郡区—町村の三段階とし、その名称は
 すべて旧慣に従う。郡ごとに郡長を置き、町村には「戸長」を原則とするが、区域の狭小や財政事情
 によつては、数町村を連合して一戸長の管轄としてもよい、とされた。こうして、町村は行政区画で
 あるとともに、自治体であることが認められた。

これにもとづいて、山口県では翌十二年（一八七九）一月、大小区制を廃止して郡町村制を復活し
 た。郡には郡役所が置かれ、郡長が任命された。吉敷郡役所は、上宇野令新道に設けられた。

大歳地区の第六小区には、「矢原村」「朝田村」の二村が復活した。だが、町村は連合して一戸長の
 管轄でもよいとされたから、県は各町村が適正規模を目標に独立か連合かを決定し、その上で戸長の

選挙および戸長役場の位置を決めるよう指導した。そのため、県は決議機関としての「町村会規則」、執行機関としての「戸長公選規則」を定めた。町村会規則によると、議員の被選挙資格および選挙資格はいずれも二〇歳以上の男子で、その町村に本籍を置いて一年以上居住し、不動産を有する者とした。定員は二十人以内とし、十二年春に選挙を実施するものとされた。そのうえで、村議会を開いて独立か連合の事を決議し、五月二十日までに報告するようにした。戸長の公選規則では、被選挙権は町村会議員の現職もしくは被選挙資格者とし、町村会の公選によって選任された。

明治十二年五月の選出結果は次ぎのとおり。

〔矢原村議員〕

吉富簡一 冷泉助左衛門 波多野滝五郎 藤井岩吉 神保万作

秦清治 重宗孝庵 松村周啓 岡田市郎 長信之進

〔朝田村議員〕

田中藤八 田中友一 田中長五郎 山下熊右衛門 尾原平次郎

伊藤久太郎 伊藤彦介 平田俊介 田中弥兵衛 井村新吾 藤井勝五郎 磯部左

小右衛門 磯部正一郎 佐々木曾根之助 山下卯平治

〔議長〕

吉富簡一

〔戸長〕

宮成和四郎

復活した「矢原村」と「朝田村」の二村は、議会の議決により、一つの連合行政体をつくることに

なり、戸長に宮成和四郎を選出し、戸長役場を従来からの黒川市に置いた。

平川地区の第五小区も、平井村と黒川村の二村となった。だが、相互の部落が榎野川によって分断され、飛地になっているため、同年十一月に県の認可をとってその解消を図った。すなわち、榎野川対岸の平井村に属していた「富田原」を矢原村に、同じく黒川村の「黒川市」「岩富」を朝田村に編入し、矢原村に属していた小原は対岸の黒川村に編入したのである。ここにはじめて榎野川が村界となった。これによって、大歳地区の古名であった黒川村の名称は完全に平川地区に移り、黒川市と平川の大字黒川が混同されることになるのである。

町村制施行と合併

— 矢原朝田村の発足 —

町村の行政費の主財源は、地方税から交付された。しかし、政府は明治十三年（一八八〇）以来緊縮政策をとって国費を地方財政に転嫁したため、地方費負担が増加するようになった。県は、町村協議費・地方税軽減のためいっそう強く町村連合の指導を進め、同十六年（一八八三）には二か村以上の連合体を拡大し、今までの四一七区を二三四区に再編成して、同十七年一月から実施した。

このころ、政府は自由民権運動の激化に対応しつつ、国会開設・憲法制定の準備を進めていた。その一環として、体系的に整備した地方自治制の制定に着手し、応急的に三新法体制を改正して地方の

統制を強化しようと、同十七年五月の太政官達によって戸長官選制とした。公選していた戸長を、今後は県令が選任することに改め、町村から二〜三人の適任者を上申させ、その中から選ばれた。この改正の目的は、もちろん戸長の官僚性の強化にあったが、同時に官選戸長に高給を支給して行政効率をあげようとするねらいもあった。

ところで、二か村以上の連合体は、村行政の事務組合であつて、構成村はそれぞれ独立を保ちながら、共通の戸長と戸長役場を持ち、かつ連合の村会によってその営みを続けていた。しかし、弱小のものが連合して、適正規模の行政区画を構成する道を開いていたものの、いまだに十分な分離統合は進まなかつた。

明治二十一年（一八八八）四月、「市制町村制」が公布され、一年間の猶予期間を置いて実施されることになった。この法案の趣旨は、人民の幸福のため「隣保団結ノ旧慣ヲ存重シテ益之ヲ拡張シ、更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ権義ヲ保護スルノ必要」のためであつた。これによって、町村は古くからの村落自治の精神を尊重する自治体としての面と、中央集権機構の末端機関としての性格と、二つの面を法的にもつことになった。そして、地方自治の確立を目標に、行財政能力のある適正規模を指して合併を行い、その区域に町村制を施行する方針が示された。

ここにおいて、県は合併案を示して戸長の意見を求め、九月に合併と新村名の答申を求めた。矢原村朝田村連合体の戸長は、両村内の有力者の意見を求め、合併を決定し、村名については「矢原朝田村」としたのである。

この合併については、従来からの連合体であつたから別に問題はなかつたが、新しい村の名称の選定は難航した。村名を全く新しい名称にしてはと、都村・樫北村などの案も出たが、まとまらなかつた。結局、両村名をそのまま連結したものとなつたが、県庁に提出された『名称選定事由書』によると、「両村名ヲ取り選定ス。本名ハ地民ノ熱望アリ、旁両村名ヲ用ヒタルモノナリ」とある。ちなみに、樫野川対岸平川地区の平井村と黒川村の合併は、両村名から一字づつとつて「平川村」となつた。翌二十二年（一八八九）二月、帝国憲法が公布され近代的国家としての諸制度が整備されるなかで、四月一日「市制町村制」が施行された。新しい「矢原朝田村」の発足である。

町村制施行のこの日をもって、新制度による村政の機関構成の手続きが始まつた。まず、選挙人名簿の縦覧から始まつたが、町村制による選挙権は町村の「公民」にあつた。公民の要件は、二年以上その町村に住む二五歳以上の男子で、町村費を納め、地租もしくは直接国税年二円以上を納める者であつた。議員定員は人口一五〇〇人未満八人、一五〇〇人以上五〇〇〇人未満一二人、五〇〇〇人以上一万人未満一八人とされた。このときの矢原朝田村は次のとおりであつた。

人口 三、一〇二人
 公民 二八五人
 議員定数 一二人

選挙が行われ、村会によつて村長および助役が選挙され、ついで村長によつて収入役以下の吏員が選任された。事務引き継ぎなどが完全に完了し、新村が実質的に発足したのは六月であつた。

- 〔村会議員〕 吉富簡一 磯部正一郎 井村安治郎 伊藤五兵衛 田中弥兵衛
 佐々木曾根之助 田中友一 松村周啓 平田初蔵 波多野滝五郎
 田中善八 藤井繁蔵
 〔議長〕 吉富簡一
 〔村長〕 吉富簡一
 〔助役〕 田中善八
 〔収入役〕 佐々木曾根之助

大歳村の誕生

すでに述べたように、市制町村制の施行によって明治二十二年（一八八九）に矢原村と朝田村は合併し、「矢原朝田村」となった。そのとき、新町村名の報告が求められたが、新名称の選定には四つの方法があった。(1)古来からの名称を復活させる。(2)合併町村のなかの大町村の名称をとる。(3)合併町村名を組み合わせて新名称とする。(4)全く新しい名称を採用する、であった。古名を新町村名に命名する場合は異議なくまとまった例は多かつたが、合併する両村の勢力が伯仲している場合はなかなか難しかった。矢原村と朝田村も同じで、新村名については協議がまとまらず、結局、両村名をそのまま連結して「矢原朝田村」としたのである。

その後、約九年間を矢原朝田村で通したが、再び新村名の議論が浮上し、明治三十一年（一八九八）七月一日、旧来の名称を廃して「大歳村」と改めた。

この「大歳」の命名の由来は、もともと矢原村（現在の大字矢原）の下湯田に大歳という穂ノ木（小字）名があったことによる。この名称は同地に小祠「大歳さま」（穀物の守護神）をお祀りしていたことにちなむ地名であった。この地は、合併した村の中心に位置するところから、新しく建設する小学校の用地として選定され、明治二十八年（一八九五）十月一日に、その地名をとって「大歳尋常小学校」として認可を受けて開校されていた（一八四ページ参照）。新しい村名は、この大歳小学校の校名にならって、「大歳村」と改められたのである。そして、旧村名の矢原・朝田の名称は、それぞれ大字名として残された。

校地の中央あたりにあった小祠「大歳さま」は、農業の神様として三メートル四方の瓦葺のお堂に祀られていたが、校舎建築のため校庭横に移し、その後も増改築の都度何度か移転し、現在は学校敷地から東側五メートルのところに、石組みで移築されている。

なお、初代村長には吉富簡一が就任したが、明治二十三年七月の第一回衆議院議員総選挙に県会議長を辞して出馬し当選した。二代目村長は、その長男吉富寅太が就任、大歳村と改称したときの村長は、四代山田和吉であった。以後、昭和十九年（一九四四）三月三十一日に、大歳村が山口市と合併するまでの五十五年間の歴代村長は次のとおりである。

歴代の村長

初代村長	吉富簡一	明治二十二年五月九日	明治二十三年二月二十六日
二代	吉富寅太	明治二十三年二月二十六日	明治二十七年二月二十六日
三代	田中善八	明治二十七年二月二十七日	明治三十一年五月十六日
四代	山田和吉	明治三十一年五月十七日	明治三十五年五月十六日
五代	伊藤致恭	明治三十五年五月十七日	明治三十九年五月十六日
六代	吉富寅太	明治三十九年五月十七日	明治四十年八月五日
七代	吉富俊市	明治四十年八月二十八日	明治四十四年八月二十三日
八代	田中善八	明治四十四年八月二十六日	大正八年八月二十五日
九代	吉富寅太	大正八年八月二十六日	大正十二年八月二十五日
十代	尾原治三郎	大正十二年八月三十日	昭和二年八月二十九日
十一代	藤村隆介	昭和二年八月三十日	昭和六年八月三十日
十二代	田中新太郎	昭和六年八月三十日	昭和十年八月三十日
十三代	宮成稔甫	昭和十年八月三十日	昭和十七年五月五日
十四代	欠(職務管掌県属渡辺貞雄)	昭和十七年五月五日	昭和十七年七月三十一日
十五代	中村本彦	昭和十七年七月	昭和十九年三月三十一日

榎野川改修と県道整備

矢原から朝田にかけての平野部は、昔から榎野川の水の恵みを受けていた。だが、一方ではその水に悩まされてもいた。ここは洪水の頻発地帯で、少し雨が降ると川が氾濫して田畑は流され、村民の苦労は大変なものだった。黒川村の『年中吉凶記録』(田中家文書)によると、元禄十三年(一七〇〇)から約一五〇年間に五七回もの大水が記録されている。その頃は洪水による決壊によって、黒川市から朝田にかけての石州街道は一面水をかぶり、何日も通行できないことがしばしばあったという。現在でも岩富・三作地区に石垣のある屋敷が見られるのも、水防のための名残である。

この被害は、ひとり大蔵地区(矢原・朝田)だけでなく、下流の村々の共通の悩みであった。したがって、藩政以来補修や川の付けかえ、川さらえなどの予防策が各村々で講じられていた。明治になっても、同三年(一八七〇)に朝田の関屋土手が石畳に改修されている。当時、朝田川下流の関屋付近の榎野川本流は王子の森の尾根が張り出し川幅が狭く、大水のとき本流は満水となって和田・三作・坂東・岩富・黒川市から矢原にかけて水没した。そして、朝田川の関屋橋(現在の第二関屋橋)付近の関屋土手もあふれた。この関屋土手を高くすると岩富・三作方面の被害を大きくし、また、一度氾濫して土手が決壊すると、小郡側の田に甚大な被害をもたらした。そのため、南吉敷部(小郡)からの請願で、山口藩の民政局は関屋橋から榎野川土手まで八〇間(約一五〇メートル)の堤防上に幅四尺の石畳を敷いて、水が越しても決壊しないようにした。いわゆる越流堤である。ときの民政主事は

杉民治（吉田松陰の実兄）であった。この石畳を「馬踏の石畳」といったが、現在もその名残の敷石が舗装路面にわずかに残っている。

改修への過程 このように、日ごろから水に悩まされてきた流域住民にとって、榎野川全体の改修はかねてからの念願であった。明治六年（一八七三）、地租改正も一段落した夏のある日、吉富簡一は祖父の従兄弟にあたる林勇蔵（小郡の元大庄屋）と共に、矢原村上湯田の自邸に権令中野梧一を迎え、懸案の榎野川改修を申し入れた。勇蔵は経費を五万円ぐらいと見積り、中野権令はその半分を県が請け合うから、あと半分は住民負担でと話がまとまったが、このときは改修までに至らなかった。

明治十一年（一八七八）、山口と小郡は連合して榎野川の改修を再度申請した。このときの山口側の代表は平田仲介、小郡側は林勇蔵であった。

こうした動きを受けて、明治十四年（一八八一）二月に、オランダ人技師モルトル(38)と内務省土木局の中村孝禧らが来山して調査がはじまった。三月一日、大場橋から着手し小郡丸山学校下までの川筋の実地測量は三日間にわたったが、当時、外国人の技師が来るということは大変な出来事だった。翌年に工費五五万円との調査結果が報告された。

だが、これだけの経費を民間でまかなうのは不可能だったので、翌十六年に農商務省技師南一郎平に再調査を依頼し、計画は変更せずに節約できるところは節約して見積り、工費は一〇万円となった。そこで、ドイツ工学を学んだ県人の田辺義三郎に再審査させたところ可能であることが分かり、七月に関係十か村（矢原・朝田・平井・黒川・上郷・下郷・嘉川・名田島・陶・鑄銭司）の総代会を開き、

県会議長吉富簡一の尽力によって改修費は無事議決されたのである。

その後、設計に着手するとともに、県や郡役所の関係者はじめ県令原保太郎・吉富簡一らが続々上京して国庫助成を陳情した。その結果、明治十七年（一八八四）三月に県会は改修経費のうち二万円（毎年四千円宛五か年）を地方税より補助することを決定、つづいて五月に三万三千円を国庫が補助するとの通知があった。したがって、総額十万円のうち残り四万七千円は関係十か村の分担とされた。当村の分担金は次のとおり。

矢原村 一、一六四円三二銭
朝田村 六、二六四円二〇銭

（明治十七年より十か年に割賦徴収）（『大庄屋林勇蔵』より）

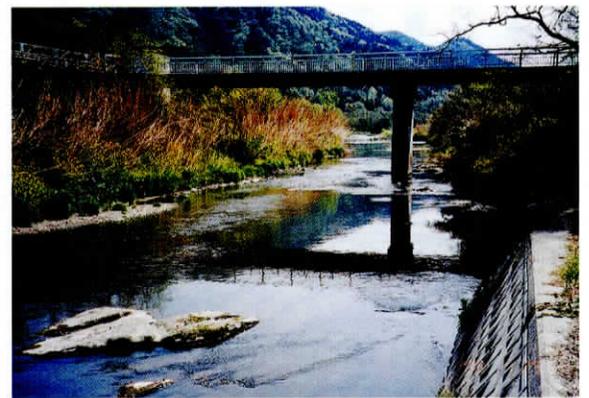
こうして、明治二十年（一八八七）一月二十八日、待望の榎野川改修起工式が小郡東津で盛大に行われた。

三作と関屋の難工事 工事の最初で最大の難所は、榎野川と吉敷川の合流地点の工事であった。吉敷川は当時、三作の合流地に近くなるとS字に曲り、法満寺川と合して南に流れ、外川久保を経て本流に直角に流入していた。このため洪水のときには水はけが悪く、



大歳地区、とくに岩富・三作一帯は昔からひどい水害にあつて
いた。そこで、三作・岩富から請願が出されていたように、古
曾坊から三作の石祠までを一直線に、それより旧御仕置場（下
川田・上茶屋境）へも一直線に吉敷川筋を改め、和田出合いで
榎野川本流に平行して流入するようにした。ところが、この水
路の地盤は周防変成岩という非常に硬い岩盤だったので、工事
は難航した。この硬い岩盤をなんとか切り崩し、真っ直ぐに新
しい水路がつくられ、新しい堤防（導流堤）も築造されて、明
治二十二年に完了した。現在、その上を通る自転車専用道路の
和田橋から岩盤の様子を見ることができる。

次に問題となつたのは、この合流点から五〇〇メートル下流
（関屋土手あたり）の切り広げであつた。ここは、朝田川が榎
野川に流入するところで、本流が満水になると朝田川はあふれて朝田・和田・三作から小郡側一帯は
水没した。朝田村民からは榎野川本流の川幅を一五間（二七メートル）切り広げるよう請願が出され
ていたが、県の係官は関屋付近の榎野川は上流・下流とも川幅が同じだから拡張は無益だと主張して
譲らなかつた。勇蔵は地元民が永年の体験から訴える実情を説明し、さきに朝田川筋の土手を「馬踏
の石畳」とした次第を訴えて、関屋付近の榎野川の川幅を一三間ほど切り広げさせたのである。



導流堤に架かる和田橋。川底の岩盤が見える。

こうして上流から始まつた工事は小郡側の下流域の工事に移り、林光井手の改良などをすませ、明
治二十九年（一八九六）六月、幾多の困難を乗り越えて榎野川改修は完成した。まさに林勇蔵の不撓
不屈の努力のたまものにはかならなかつた。

道路兼堤防の完成 これよりさき、改修工事が始まつたころの明治二十年十一月、県は黒川橋（岩
富の橋詰）から小郡の丸山（上郷駅付近）までの県道（旧石州街道）の改良を計画し、調査に着手し
た。その道路をかさ上げしてまっすぐにしようとするものであつたから、林勇蔵は驚いた。それでな
くても狭い田畠をけずられては、後々農民の難儀となるのは明らかであつたから、新道は堤防による
べきであると吉富簡一に説き、協力して陳情した。「道路を堤防に設
けられ候はば、第一工費を節し、第二に良田を救ひ、第三には川内の
土砂を浚へ得べし」（『大庄屋林勇蔵』）というのである。

県の三宮土木課長もその意見に賛成し、勇蔵らの公共に対する至誠
に感激したという。明治二十一年四月の県議会臨時会で、丸山から黒
川橋まで榎野川堤防を道路に改修することを議決し、秋から着工した。
当時の人夫賃は一日一〇銭、馬を引いて出たもの一八銭で、土をバイ
スケのまま舟に積んで運ぶなどの人海戦術で、明治二十二年（一八八
九）六月十一日、道路兼用堤防工事は竣工し、原知事以下の通り初め
により開通した。こうして、石州街道以来の県道は堤防上に移るので



旧和田橋の欄干

ある。このとき、江戸時代の宝暦元年（一七五二）に石橋となった黒川橋も改修され、その少し下流に新しい大石橋が架けられた。また、朝田から三作間の旧県道（石州街道）は、堤防拡張の関係もあって、半分近く削りとられて農道化し、昔の面影はみられない。

農村その後の変遷

第二次地租改正と宮農 明治九年に始まった地租改正は同九年には全国的にほぼ終了したが、政府の期待に反して地租負担の軽減を要求する農民の一揆が各地で起きた。政府は明治十年（一八七七）に地価百分の三（三％）の租率を二・五％に引き下げたが、地租の基準となる地価は据え置いたので、十四年ころからの米価暴落によって未納が多くなり、金納地租制度を圧迫した。地価修正を求める地主・農民の要求は一段と強まった。そのためか、政府は明治十七年（一八八四）三月に「地租改正条例」（第二次）を公布し、開墾地や地目変換・脱漏地の検出などの規定を設けて条例の修正を図り、罰則を強化して、地押し調査（田地の測量）が行われることになった。

改正条例によると、丈量は曲尺六尺を一間とされた。山口県では今まで六尺五寸を一間としていたから、これによって面積は約一七％増加し、地価の増大につながるおそれがあった。同十九年三月、原県令は告諭を発し、この調査は人民の財産を保全する目的のもので、地価引き上げのためでないことを強調し、県に土地調査課を特設し、郡区・町村ごとに担当者と地主総代を任命して、実施に着手した。当村の地主総代は次のとおり。

〔矢原村〕 吉富簡一 山田和吉 平田初藏 山根小市郎

〔朝田村〕 宮成新八 尾原平次郎 磯部正一郎 藤井勝五郎

また、郡総代は本間源三郎・中川一輔。戸長は武谷孫惣であった。こうして、六尺を一間として正確に実測し、用水路や畦畔なども入れたから旧反別よりも一七％増加し、さらに脱漏地も加えらるとかなりの面積増加となった。土地台帳および六〇〇分の一縮尺（一間を一分に）とする地籍図（分間図）が編成され、二十一年（一八八八）六月に完了したが、これは大変な難事業であった。そして明治六年いらいの地券制度は廃止された。このときの地租改正結果は別表3のとおり。

明治六年の地押えと比べると、田畠・宅地の面積は九四町増加している。測量尺の変更による増加は約五三町、脱漏地などの増加が約四一町であった。しかし、地価・地租はほとんど変わっていない。これは検出された脱漏地には新しく地価を定めたが、すでに定まっていた土地には、面積に伸縮があっても最初の告諭どおり地価を据え置きにして処理したからであった。

ところで、さきの地租改正によって、従来の現物（米）を主として納めていた年貢が金納地租に変わったから、農民は米を売って貨幣で納めなければなら

表3 明治21年地租改正結果

	田	田地価	畑	畑地価	宅地	宅地価
矢原村	1,611反310	68,016円29	96反124	864円18	97反021	1,351円82
朝田村	1,897反101	70,487円54	134反807	761円56	135反520	1,583円39
計	3,508反411	138,503円83	230反931	1,625円74	232反541	2,935円21

田畑宅地計397町1882 地価計143,064円78 (明治21年2月現在)
 地租 3,577円16 山林原野総反別 204町68・16 (両村計)

(『山口市史』地区編)

なくなり、農村にも貨幣経済が進展することになった。その結果、販売に不慣れた農民は商人資本の食い物になって没落し、一方、地主農民は土地を集積して大きくなった。この展開に拍車をかけたのは明治初年の財政膨張によるインフレで、米価は三倍にも上昇して、地租を定額でおさめる土地所有農民により大きな利益をもたらした。だが、明治十年代後半になると財政縮小から深刻なデフレに転じ、米価は下落して自作農・自小作農は定額地租の負担に耐えかね、土地を手放す者も出た。明治二十一年の県下の自小作農の割合は、自作農三八%、自小作農四六%、小作農一六%となっている。

こうしたなかで、政府の勸農政策は農業生産の商品経済化を目指して、生糸（養蚕・製糸）や桑・柿・煙草・茶などの栽培を奨励し、西洋の農法・農具など新技術の導入を進めていた。山口県内では藩政時代の農業をそのまま受け継ぎ、米・麦の主穀生産が圧倒的地位を占めていた。当村においても米・麦の生産が中心で、牛馬耕は一般に普及し、金肥（鱒・干鰯・菜種粕など）も使用され、漸次増収の傾向にあったが、一般的に農事研究は消極的であった。老農を中心に、勸業会話・農談会などの集集を時々催してはいたが、矢原・朝田村連合議会の明治十九年度会計によると、勸業費七円五〇銭、虫害駆除費二円五〇銭で計一〇円を予算に計上しながら、決算では一銭も支出されていない。その説明に「勸業費の精算金額なきは、本年に限り農談会を開設せず、依って特に費用を要せざるに依る」（『山口市史』地区編）とあって、農事の工夫改良にはあまり熱意がなかったものと思われる。しかし、営農の基礎的事業には年々多額の村費を支出していた。例えば、明治十四年度の連合村費総予算額八八四円のうち、溜池・井手・溝掘りの諸費に二二四円を計上しており、小学校費三六六円に次ぐ

支出額であった。

明治後期の農業 明治二十年代（一八八七〜九六）以降の農業は、初期の勸農政策とは逆に稲作と養蚕を中心に発展した。棉作などの商品作物は、デフレの影響などで大きな不安をもたらしたが、他方、稲作は明治以降の商業人口の急増で需要が増え、明治三十年（一八九七）には米の輸入国に転じ、米価も上昇した。地主も農民も稲作に主要な関心に向け、品種改良や農業技術の進歩もあって、いわゆる「水稻単作農業」―稲作専門化が確立してくるのである。

そのころ、福岡県の老農林遠里の改良耕種法が全国に宣伝されていた。それは、種籾塩水選・寒水浸・短冊苗代・正條植（三一〇ページ参照）や深耕のできる犁（筑前犁）による馬耕などの技術普及であった。県では、防長米の品種改良を進めるとともに、明治二十年に林遠里を招いて実地指導を依頼し、各郡でも試験田を設けて在来の方法と比較した。その結果、在来法で反収二石六斗余であったのが、改良法では三石余と一五%を越す増収という成績を示し、農家の関心を集めた。県は翌二十一年に御堀村に稲作試験場を設け、伝習生を養成して稲作の改良普及に努めたのである。

大歳の農政が在来農法から脱皮して、近代的な改良農法への軌道に乗るのは、大歳村と改めた明治三十一年（一八九八）ころであった。翌三十二年五月、はじめて有給の勸業常設員制度を設け、金子筆之進を任命し、ついで各部落に勸業世話掛を委嘱した。時々農事専門家を招いて学校や寺院で農談会・講習会も開催した。そして、種籾の塩水選や正條植（正画植）などの指導奨励、試験田による米麦作の実地指導、大歳・平川・下宇野令三村共催の品評会開催など、技術の普及と成果の発表がは

かられた。また、虫害防除には村役場の職員総出動で村内を巡回督励し、小学校児童も郡からの指導で螟虫捕獲に出動して、子供達に駆除奨励費が村役場から出た。正條植は、明治三十四年度に全村の三〇%程度普及していたが、その後もコンクールを行うなどして同四十年ころには全村に行き渡った。当時、大歳村の営農に大きな影響を与えた人に、大歳小学校の訓導福永只之進がいた。明治三十四年（一九〇二）十一月に赴任して四十五年（一九一三）まで在勤したが、彼は徹底した農本主義者で、児童の農事指導はもとより、昼夜の別なく村内を回って農業啓発に尽力し、その村夫子的風格は村の名物であった。

駐在所の生い立ち

山口県に近代警察としての「取締組」が発足し、七五人の伍長・部伍が県下四か所に配置されたのは明治五年（一八七二）であった。その後、邏卒から巡査と名稱も変わり、明治十年に出張所は警察署と改められた。

邏卒とか巡査の語源は巡邏査察からきていることからわかるように、当時は、警察署を拠点に巡査が管轄内を徒歩で巡回して治安維持に当たっていた。したがって、本署から遠く離れた村々までは十分に行き届いた巡回はできなかった。そのため、村に巡査を宿泊させ昼夜村内を巡回して治安の維持をはかる分散警察制度、いわゆる住民と密着した「駐在所」が置かれることになった。山口県では、

明治二十年（一八八七）四月から試験実施に入り、十二月に七四の駐在所を発足させた。山口警察署内では、仁保下郷村・小鯖村・吉敷村に置かれた。

当村に駐在所が創設されたのは、明治二十二年（一八八九）四月一日であった。市制町村制が実施されて矢原朝田村が発足した日に、山口警察署に属する「矢原朝田村巡査駐在所」が設置され、巡査一名が駐在することになったのである。場所は、大字朝田字黒川市の林清吉所有の一棟を、家賃六五銭で借り受けての発足であった。その後、明治二十五年に矢原大字中矢原の山田和吉所有の部屋へ、同二十六年には再び黒川市の福田亀太郎所有の一棟に戻り、同二十八年矢原字下湯田の村上織江方に移転する。さらに明治三十一年七月一日の村名変更により「大歳村巡査駐在所」と改称され、黒川市を中心の中矢原などを転々とする借家住いが続いた。

大正十二年（一九二三）、十代村長の尾原治三郎は、駐在所の位置が転々としては治安上からも困ると庁舎の建設に奔走した。そのころ駐在所の建築費は一般寄付に求められていたから、村民の寄付などを集めて黒川市（現在のJA生活センター）に新庁舎を二五〇円で新築した。

こうして大歳駐在所もやっと定住することになったが、当時、駐在巡査は「駐在さん」「駐在の旦那」と呼ばれ、村長・小学校長と共に村の三長官の一人に加えられる名士であった。

また、消防については明治二十七年に公設消防組の設置が進められ、各町村において設備し、警察の指揮によって行動することとされた。本村に公設の「大歳消防組」が置かれたのは、大正八年（一九一九）八月であった。昭和五年時には、組員一九二名で七支部を置いていた。

寺小屋から大歳小学校

江戸時代、士分の子弟は藩校や郷校で教育をうけたが、一般庶民の教育は寺小屋・私塾で行われていた。農・町民の通う寺小屋は、日常生活に必要な読み書き算術を習い、私塾で上級の教養を身につけたのであるが、私塾への進学者は寺小屋修了者の十分の一に過ぎなかったという。防長両国内の私塾・寺小屋は、天保期（一八三〇）から急速に普及しており、寺小屋が一三〇四校（全国二位）、私塾は一〇六校（全国四位）と、嘉永・安政期（一八五九）で頂点に達している（『山口県の教育史』小川国治著）。これは、商品経済が進展して高所得の農民層が台頭してきたことを物語るものであるが、時の為政者が学問の奨励に意をそそいだ結果ともいえよう。

大歳地区における天保初期から明治五年（一八七二）の学制発布までの間の寺小屋は、朝田に磯部源藏、その子磯部佐五右衛門、馬庭に佐々木曾根之助、和田に井村新吾、高井に伊藤兵太、岩富に内田藤太郎・徳光直明・山下一精・羽丹與一、矢原に養元寺、下湯田に嶺村小右衛門などがいた。いずれも個人宅が教育場で、一五人から三〇人程度の子弟を収容し教授した。このほか少数ではあったが士分の者は、山口講習堂（のち山口明倫館）あるいは吉敷毛利家の憲章館に通ったという。

寺小屋の就学年齢は別に定められてはいなかったが、一般に六く七歳のころ親は子供を連れて教育場を訪れ、弟子入りを願った。在学年数は、農村地域では四く五年だったといわれているが、就学するのは主に男子で、女子は少なかった。そして、束脩（入門料）は酒一升または米一升ほど、謝儀

（謝礼）は年始に餅一重ねと米一く二升、五節句と冬至に米一く二升か札銀一く二匁、歳暮に米一斗か銀八く一〇匁であったという。したがって、経済的な面からも就学率は低く、三〇%程度だったと推計されている。

教育内容は、一般に「読み」「書き」が中心で、「ソロバン」も習った。社会生活に役立つ内容を中心に、礼儀作法や交際礼儀などの実学も多く取り入れ、厳格なしつけ教育がおこなわれた。

朝田と高田に小学校 明治五年（一八七二）に「学制」が公布された。学校の設置は木戸孝允や伊藤博文が指摘したように、国家富強の基礎は「世ノ文明人ノ才芸大ニ進長スルコト」にあるという認識によるものであった。その教育理念は『学制被仰出書』に明確に説かれているが、従来の学問は士分以上の専有物であったという身分的差別を否定し、「必ス邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメンコトヲ期ス」と、四民平等の原則の上に女性をも含む国民皆教育が目標とされた。

「学制」によると、大学・中学・小学を置くこととし、その着手の順序も小学校の設置を第一とした。山口県では、文部省の通達に基づき、明治五年十月、「小学章程」を制定して小学校の開設を急ぎ、「小学教則」と「校則」を各町村に布達して、六歳から十三歳までの男女に義務教育を課した。

このときの「小学生徒心得書」によると、(1)毎朝八時に学校に入り、男女席を別にし、書物・手習・算術の教を受けること、(2)昼十二時から一時まで業暇（休み）につき、昼食に帰宅するものは帰って済ませ、重ねて入校し業につくこと、(3)業中は猥りに立ち歩き雑話を慎むこと、(4)教師を敬って差図に従い、学校の出入りには必ず拝礼し、騒々しく進退しないこと、(5)高弟を凌がず、稚きものを侮ら

ず、互いに睦み、喧嘩口論をしないこと、(6)学用道具類は念を入れて取扱い、安りに人の物を用いず、落書きなどしないこと、(7)朝夕家を出入りすることに、必ず父母兄弟に告げ、礼節を守ること、(8)往来途中で狂い遊びや石投げなどしないこと(以上要約)など、躰に重点がおかれている(『山口県史』近代I)。

当時、大歳地区は矢原村と朝田村の二村に別れ、戸籍編成事務終了後の明治七年一月から大小区制が施行されると、第一〇大区の第六小区として両村連合し、戸長宮成新八のもとに戸長役場を黒川市に置いて行政に取り組んでいた。

同七年(一八七四)三月、まず朝田村に「朝田小学校」を創設し、下等小学校(四年制)としてスタートした。これが本村での学校教育の始まりである。場所は高井の八幡宮御旅所南(山口スバルの南側)の十字路の西南角であった。次いで明治十年(一八七七)六月、矢原・朝田・下宇野令の三村が協議のうえ、矢原村高田に「高田小学校」を新築し、龍泉寺住職の早筭瑞然を初代校長とした。校地は小字名を高田村といい、下宇野令村と接する所で、現在のホテルタナカの向い側であった。これによって、高田小学校には付近の児童と下宇野令村の児童を収容して本校とし、朝田小学校は分校とした。そのころの教員・生徒数は、表4のとおりであった。

当時の制度は、明治五年から「下等小学」と「上等小学」の二科に分け、それぞれ修業年限は四年で、それを八級に分け六か月ごとの進級制であった。明治十一年に「簡易科」二年四級制、「尋常科」

表4

校名	教職員	生徒数	
		男	女
朝田小学校	4	74	21
高田小学校	7	193	54

(『山口市史』より)

四年八級制としたが、翌十二年の改正で「簡易科」三年六級制、「尋常科」三年六級制、「高等科」二年四級制にした。十三年に山口県は「初等科」「中等科」「高等科」と改めて地域の実態にあわせた。この当時の就学率は四〇%ならずで、女子は男子の三分の一にもみたなかった。

明治十九年(一八八六)、小学校令が制定され、「尋常小学校」四年(初等科三年・中等科一年)の義務教育とし、「高等小学校」も四年で、いずれも進級制は廃止されることになった。県は翌二十年に尋常小学校の設置区域および位置を定め、四月に本村の高田小学校は「高田尋常小学校」と改称された。そして、二十二年四月の市制町村制の実施にともない、矢原・朝田の両村は合併して矢原朝田村となったため、改めて下宇野令村と学校組合を設け、組合立校として両村長が一年交代で組合長となり、学校を管理した。

明治二十五年七月、小学校令の改正にともない、高田小学校を「高田尋常高等小学校」と改めて高等科を加え、朝田分校は「朝田尋常小学校」と改称された。

教育費は、学校の設立・維持費を「小学八小学区ニ於テ」負担すると、民費依存を原則としたので、町村の財政を圧迫することになった。そして、義務教育といいながら授業料が徴収されたから、「なぜ授業料を払ってまで学校へ行かなければならないのか」という不満の声が起った。明治五年当初、県は一か月の授業料を二五銭〜五〇銭としたが、国民の経済力がまだ十分でないとして、二銭八厘九毛としている。これは町村によって違いがあったが、明治十二年ごろは月に二〜五銭、同二十二年ごろは尋常科六〜八銭、高等科一六銭ぐらいだったという。(義務教育の尋常科の授業料が徴収されな

くなるのは明治三十三年である)

大歳小学校の誕生　ところが、本校の高田尋常高等小学校は明治二十七年(二八九四)十一月十四日に出火し、校舎二棟を焼失した。そのため下宇野令村と協議のうえ別々に小学校を持つことになり、同二十八年九月三十日をもって学校組合を解散することになった。朝田小学校も同日で廃校になった。これを受けて矢原朝田村では、明治二十八年十月一日に「大歳尋常小学校」設立の認可を受け、更に同月二十四日高等小学校を併置することになり、下湯田の大歳の地(現在の校地)に校舎の建築を始めた。この場所には小祠「大歳さま」が祀られていて、小字名(穂ノ木)となっていたもので、この「大歳」の名をとって大歳尋常高等小学校が誕生したのである。「大歳さま」は校庭横に移してお祭りされた。

校舎が完成するまでの間、元朝田小学校と中矢原の岡屋宅二階養蚕室を高等科の仮教室に、村役場を尋常科の仮教室にあてて授業を再開した(村役場は近所の石村宅で執務)。十二月に校舎一棟が落成して高等科が移り、翌二十九年十月には二棟の校舎も竣工して移転したが、新築校舎三棟(一七九坪)で建築費は三、二八二円六五銭であった。こうして、十月二十日に開校式が盛大に行われた。当時の教員と児童数は次のとおり。

尋常科	男八三名	女六六名	計一四九名
高等科	男六九名	女一〇名	計七九名
教員	六名		

明治三十三年(一九〇〇)八月、小学校令は全面改正され、尋常小学校の就学年限を四か年に一定

し(従来は三年も認めた)、義務教育における授業料は無償となった。そのため就学児童の増加がみられ、大歳小学校でも明治三十三年度の児童数尋常科一五九人が、翌年は一九〇人と増えている。

明治四十年(一九〇七)の小学校令改正で、義務教育の就学年数は六年に延長され、初等教育の充実が図られた。こうして明治四十二年度から尋常科六年、高等科二年制となったが、このときの本校の児童数は尋常科三一五人、高等科四八人であった。

このころ、小学校を卒業しても上級の中学校や女学校に進学する者は少なく、大方の女子は裁縫の塾に通い、男子は夜学などで勉強していた。この対策として小学校に「女子尋常補習科」を置いて実業教育を行い、明治四十年には「高等補習科」に改編し、大正元年(一九一二)からは男子も入れる「大歳村立大歳実業補習学校」を併設している。その後、慢性的不況を背景とする時局に対応して、昭和元年(一九二六)には小学校内に「大歳村立大歳青年訓練所」が創設されて軍事訓練などを行い、補習学校との二本建てとなった。昭和五年には青年訓練所と補習学校を一本にして「大歳実業公民学校」(現在の大歳郵便局前駐車場に新設)とし、昭和十年に青年学校令が公布されて公民学校は「大歳青年学校」と改称され、軍国化への道を歩んだ。

こうした歴史のなかで、大歳小学校として特筆すべきことは、代用附



大正11年当時の大歳小学校(手前の道路が現在の市道)

属小学校となったことである。大正八年（一九一九）四月八日、山口県師範学校（山口大学教育学部の前身）の代用附属小学校としての指定を受け、農村小学校としての児童教育および社会教育についての研究と実習にあたることになった。当初は六か年の契約であったが、更新されて昭和十八年三月まで続いた。その間、師範学校から訓導が三人派遣されてきたほか、師範学校生も教生（教育実習生）として実習にあたるなど、教師陣容・設備内容の充実による県下の優秀校としてその役割を担ったことは、大歳村民の誇りの一つであった。

その後、昭和十三年までに講堂の新築（大正十一年）はじめ教場の増改築が数度にわたって行われ、運動場も拡張された。そして、昭和十六年三月、国民学校令が公布されて大歳尋常高等小学校は「大歳国民学校」と改称された。初等科と高等科に分け、皇国臣民の練成に主眼が置かれ、武道の基本など体錬が重視されていた。（『大歳小百年史』平成七年刊）

交通の発展

明治になって、旧来の宿駅制や飛脚に代わって、新しく民間事業の陸運会社や公営の郵便による輸送・通信に改まった。山口の堅小路とともに黒川市に陸運会社がおかれたのは明治五年（一八七二）九月であった。また、交通手段も、馬車・大八車・人力車などの普及により道路の整備が急務となった。

明治六年、政府は太政官達で里程標の設置を命じ、県庁所在地の山口を基点に各駅への里程を実測して標木を建てさせた。そして、道路については、大蔵省達によって三等に区分し、山陽道のような国内基幹線を一等、それに次ぐものとして小郡く徳佐線（石州街道）は二等とした。明治九年（一八七六）には、これを国道・県道・里道の三種として等級は廃止された。小郡く山口線（石州街道）は第十三号仮定県道となり、明治二十二年六月、すでに述べたように榎野川改修によって、小郡丸山から岩富までの新堤防が県道に編入された。この県道は、中世以来矢原の上湯田で大曲りを迂回して、今井の下市橋に出ているのであるが、明治三十年頃まっすぐに改修されている。さらに大正十年（一九二一）、道路法が施行されると、小郡く山口線は国道一七号線と改められた。

一方、鉄道がわが国に敷設されるのは、明治五年の新橋く横浜間であるが、やがて、東海道線が全通すると西へ西へと延びて明治三十一年（一八九八）には三田尻（防府市）に達した。ここから小郡を経由して明治三十三年（一九〇〇）に厚狭まで、明治三十四年五月に赤間関市（下関市）まで全通した。

小郡に駅ができると、それまで県都山口の玄関口として栄えた三田尻に取って代わって、人も物資も小郡駅へ集中した。お陰で山口く小郡間の交通量は激増し、毎日十数台の荷馬車が列をなし、人力車や乗合馬車も増加していった。

人力車 人力車は東京築地に住む和泉要助の考案によるもので、明治三年官許をえて開業した。駕籠に代わる乗り物としてたちまち全国に普及し、明治二十年には県下に三〇〇〇台を越す人力車が

営業していた。したがって、鉄道のない山口く小郡を結ぶ人力車は、乗り物の花形であった。山県有朋・井上馨・野村靖など中央の高官が帰県すると、人力車を一〇台、二〇台と連ねて県道（石州街道）を往来した。明治四十一年（一九〇八）四月八日、皇太子殿下（大正天皇）の山口行啓にも小郡駅から人力車を連ねた鹵簿であったが、整列してお迎えしたもののあいにくの雨で、車は幌をかけていてサッパリだったという。十二日に風雨の中をお帰りになられたが、この行啓のため山口へ召集された人力車は二二〇台、車夫四四〇人だった。

客馬車 人力車のほかに乗用馬車が登場した。それは客馬車と呼ばれていたが、明治三十四年には県下で二〇一台いた。大歳には四、五台あって、黒川市の中ほどに三台ほどとまる車庫があった。黒塗りの箱型で一〇人ぐらい乗れた。和田の堤防には旧街道から移った茶屋があって、ここに客馬車が着くと、馬には飼料を与え、お客は窓から差し入れられる外郎と番茶で一服した。出発の時は馬丁が馬の口を取ってラッパをプーと吹いて合図をし、御者が一鞭あてるとポコポコ走り出したという。約一世紀前の国道はのどかなものであった。ちなみに荷馬車は明治三十四年に県下で三三三五台いた。**自転車** 自転車わが国に輸入されたのは明治三年。県内には明治三十年ごろに姿を見せるようになったが、すべて輸入品のため価格は七〇円という高価なものであった。

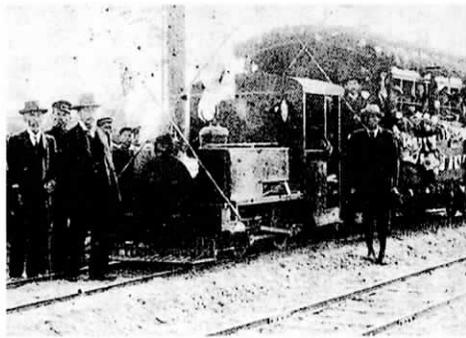
大歳村に現れたのは、明治三十八年（一九〇五）ころである。岩富の山下医院の山下圭樹（校医）が乗り、同四十年ころに黒川市の石村広槌が買い、次いで下矢原の藤村文蔵が乗り出したという。小型で軽便なうえ道の狭いわが国の道路事情にもマッチして、明治末年には県下で九〇〇〇台、昭和三

年大歳村内で二七四台と増加しているが、当初は「麦島の上を先生が飛んで行った」と驚くような時代でもあった。（『山口市史』地区編）

軽便鉄道を敷く 鉄道山陽線が東から西へ延長されて三田尻（防府市）に達したのは、明治三十一年（一八九八）三月であった。当時の山陽鉄道会社は、ここから山口を經由して赤間関市に延長する計画を立てたところ、肝心の地元山口で猛烈な反対運動が起こった。その理由は、「汽車が通ると客足がとどまらなくなり、山口の町がさびれる」というもので、旅館業中村竹兵衛はじめとする業者や町の顔役の反対で、町当局もついに鉄道の山口経由をあきらめた。こうして山陽鉄道線は現在のよう

に小郡を經由して厚狭・下関と開通した。これによって、鉄道沿線からはずれた山口町は、経済的・文化的にも大きな損失をまねき発展から取り残されるはめになった。中村はさすがにこの失態に気づき、山口に鉄道を敷く運動を起こした。山口・小郡の有志の間を奔走して軽便鉄道建設計画を立て、明治四十一年（一九〇八）七月、大日本軌道会社と合同して山口支社とし、直ちに着工した。

この軌道敷設については、「軌道条例」によらなければならなかった。小郡から榎野川堤防を通る県道（石州街道）を利用することになったが、条例によると道幅は六間（二〇・八メートル）以上必要



軽便鉄道

とするのに、それに足りなかった。そのうえ陸軍の行軍道路であったから陸軍省の許可も必要であった。そこで関係者は上京して郷土出身の時の陸軍大臣寺内正毅に陳情し、即座に許可をもらい、道幅についても「条例どおりに拡げるといふ約束でやったらよかろう」との入れ智恵で容易に認可が下りたという。

こうして、小郡新町と山口湯田間の工事を完了し、明治四十一年十一月十五日に開通式を行うという早さであった。軽便鉄道であったからすべて小形で、線路は榎野川沿いの県道北側隅を走り、黒川橋を渡ると岩富の古曾坊から黒川市・小学校の裏側と県道を避けて通した。下湯田の現在の藤村踏切のところから再び県道に出て、上湯田の現在の測候所あたりから田圃のなかを通り、井上公園北側を経て、松田屋旅館前が終点の湯田駅であった。後に、専用道路を開設して湯田から山口町新道、そして中河原町の御茶屋橋まで延長して同所を終点山口駅とした。また、小郡新町から小郡駅間も竣工して便利になった。

大歳地区内には、和田の茶屋に和田橋停留所、下湯田の藤村踏切のところに大歳停留所があった。運賃は、大歳と湯田・大歳と和田橋各三銭、和田橋と小郡四銭で、全区間二〇銭であった。当初は一日七往復したが、後に一六往復に増便している。ちなみに山口駅から小郡駅までの所要時間は六〇分であった。小さいおもちゃのような汽車で、学生が途中で飛び乗り、飛び降りをしたというから、今昔の感が深い。だが、二台の機関車とも運転手は大歳出身者で、少年たちのがこれの的だったという。この鉄道の開通によって、山口と小郡間の乗合馬車や人力車は県道から姿を消した。(この軽便

鉄道は、次に述べる山口線の開通によって大正二年に廃止される)

国鉄山口線の開通 山陽本線を拒否した山口町は、あらゆる面で不利益をうけた。そのため、有志による軽便鉄道を開設してそれなりの役割を果たしたが、その後、各地に普通鉄道が敷設されるようになる、軽便鉄道はひどく見劣りがした。

そこで、山口町では小郡から山口・津和野・益田を経由して出雲今市(出雲市)に通ずる陰陽縦貫鉄道に期待し、吉敷郡の各町村長と連携し、島根県の各郡町村長とも連絡して鉄道院・貴衆両院議長などに請願書を提出した。この請願が入れられて、明治四十四年(一九一一年)四月から測量が進められ、三案が企画された。結局、仁保から宮野を経て天神川に沿い、榎野川堤防横を下る第二案が採用され、翌大正元年から建設工事に着手し、待望の普通鉄道が小郡から山口まで開通したのは、大正二年(一九一三年)二月二十日であった。開通当日は山口駅で記念祝典が挙行されたが、その日は無賃で乗車ができ、各駅では盛大な余興を催したので、大歳小学校は終業後に全校生徒を引率して大歳駅に見学に行っている。

なお、大歳・吉敷・平川の三村は、開通の前年に大歳駅設置を鉄道院に請願し、駅敷地として田五反八畝六歩(約五七五〇㎡)を買収して寄付した。買収費の負担は、大歳村一六八円、吉敷村六八八円、平川村五四四円の計二四〇〇円。こうして大歳の停車場は竣工し、中途請願のため山口線開通から二か月遅れて営業を始めた。このとき湯田駅も新設されている。また、大歳村は大歳駅設置の付帯事業として、駅から県道までの里道を新設した。長さ一七六・三間(三一七メートル)、幅二・五

間(約四・五メートル)、経費二六二五円六八銭(うち県費半額補助)であった。矢原駅(無人)が設置されたのは昭和十年(一九三五)で、平川の中心部に近いところにも駅をとの要望からであったが、戦時中の昭和十九年に休止された(昭和二十八年に復活)。

ところで、開通当時の乗車料金は、山口く小郡間が通行税ともで一四銭、山口く大歳間七銭、湯田く大歳間五銭、大歳く小郡間九銭で、一日八往復した。山口く小郡間の所要時間は三五分であった。軽便鉄道は、山口線開通前夜の二月十九日午後十時半の山口駅着列車を最後としてその幕を閉じた。バス 小郡く山口間の県道(石州街道)は、明治二十二年(一八八九)の榎野川改修によって、小郡丸山から岩富までの新堤防が県道に編入されたことはすでに述べたが、さらに大正十年(一九二一)の道路法施行で、小郡く山口線は国道一七号線と改められるのである。

これより先の明治三十八年(一九〇五)七月二十一日、この小郡く山口間を十二人乗り乗合自動車(バス)の試運転が行われ、二六分で走ったという。山口県内では初めてのことで、「聞き馴れぬ爆音が、子供心に甚だ痛快だったので、子供たちは車の跡を追って走った」(故石村矩衛氏談)というように、往還(当時、街道をこう呼んでいた)を疾走する自動車に村民は驚いた。ところが、それまで活躍していた客馬車の営業者や人力車夫などが、自動車の排斥運動を行って騒ぎとなり、小郡駅長が仲介するという事件が起きた(『防長新聞』明治三十八年七月)。そのためか試運転はそれきりだったという。

その後、小郡の秋本源蔵が榎野自動車商會を創立して、小郡く山口(札ノ辻)間の開通式を挙げたのが、大正十一年(一九二二)十二月であった。当初は、マクスウェル二台とビッグ旧型一台の三台で、一日一五往復したが、軒先に赤い旗を出しておく、どこでも停まってくれたという。小郡く山口間の乗車賃は六〇銭であった。榎野商會は三、四年で山口の豊田正一に引継ぎ、間もなく山口定期自動車株式会社(社長中野貞蔵)が創立され、これを山口市が買収して「山口市営バス」が発足するのは、昭和十八年(一九四三)三月一日である。

国道一七号線 こうして、交通機関は馬車から乗合自動車・トラックの時代へと移行するにつれ、それに対応する道路の整備が急がれた。昭和四年(一九二九)、山口町は吉敷村と合併して念願の市制を施行すると、翌年就任した白銀市長は「市勢の興隆は、まず道路交通の整備にあり」と宣言して、山口く小郡・山口く防府・県道大田線の改修に努めた。すなわち、一七号国道(旧石州街道)については、県都山口市の玄関道にふさわしい新規の国道を敷設して、その発展を期そうというものであった。

大歳村としては、当時の国道一七号線の改修を強く要望し、新規国道の建設には反対で、地元負担金の支出についても協力的ではなかった。そのためか、山口市では大歳村内通過の路線を勝井から朝田へと最小に制限するなど、特別の条件をつけて着工したといわれている。

この事業は、昭和初期の失業者増大による農村不況打開のため、国が全国的に施行した失業対策事業費をもって支弁されたもので、この種の事業は県下において最初のものであった。工事費は三〇万円。日雇賃金は男子が七〇く八〇銭、女子は五〇銭と一般労働者の半額だったというが、延人員一四

万人を動員しての大工事であった。山からの土砂の採取・運搬に近くの村民が動員され、子供もトロッコを押して日当をもらったという。

この道路は、国鉄山口線の北側に新規に建設したもので、小郡と山口間の総延長一二・五二二キロメートルは昭和七年（一九三二）四月二十日に開通し、国道一七号線となった。旧国道（石州街道）はこのとき村道（現在は市道）となり、昔の静けさを取り戻したものの、時代の発展からとり残される結果となった。ところで、この新国道一七号線は、昭和二十七年の道路法改正で一級国道九号線となるのである。

石津河原に競馬場

第一次大戦後の経済恐慌や関東大震災による混乱から覚めやらぬ昭和初頭の世相は、慢性的不況による経済不安がひろがっていた。そうした不景気の世の中で、湯田の繁栄を助長する機縁になったものの一つに、大歳競馬の開催があった。

大正十二年の「競馬法」によって日本競馬会による公認競馬が発足し、次いで昭和二年（一九二七）八月の「地方競馬規則」によって知事の許可する地方競馬が登場することになった。その目的は馬匹改良と軍事思想の普及で、地方競馬用の競馬場として大歳村石津河原に「大歳競馬場」が初めて認可された。馬券の発売はギャンブルであるとの非難がある反面、地方開発につながるというので、大変

な誘致合戦がくり広げられたという。

初めての県営の競馬場は、石津橋上流の石津河原（現在の矢原河川公園を含む一帯）につくられた。一周一〇〇〇メートルの馬場は内柵と外柵の間二七メートル、それに大歳側と川沿いに一万人を収容するスタンド、切符発売所・馬見所・投票所・審査所の付設建物であった。この地に認可されたのは、明治時代から時々草競馬が行われていたことが素地となったという。

この大歳競馬場での第一回優勝競馬は、同年（一九二七）十二月三日から三日間にわたり県畜産連合会の主催で開催された。当時、馬券の投票は一競争について一人一票制で、現在のような連勝式はなく、的中者に対する配当も現金ではなく景品券で最高一〇倍以内とされ、景品交換所の設置を禁ずるなど、いろいろ制限があった。だが、一円の投票券でうまく当たれば一〇円の景品券になるというので大変な人気を呼び、不景気をよそに三日間で五万余人の人が詰めかけ、馬券売上げは六万三千余円に達するという好成績をあげた。この予想外の成績に、以後四月と十二月に定期的に開催されている。しかし、旅館・料理屋などが繁昌した反面、開催権が政争の具となり、競馬の投票を職業とする無頼の徒が集まり、軽率な射幸心に誘われた付近農民の悲劇も多かったと、時の関係者達の述懐も多々残っている。

競馬法の改正で一県二か所の許可制となり、昭和六年五月に小月に競馬場（下関市小月町）が新設され、競馬場の規格も従来の大歳のものでは存続不可能となつてさびれ、昭和八年（一九三三）十二月、新たに湯田五反田に設置の認可を受けた「山口競馬場」が発足し、大歳競馬場は廃止された。

このように、矢原の石津河原は本県公営競馬の発祥地であるが、今はその面影を残すものは何も残っていない。

大歳村の経済更生

第一次世界大戦後の経済恐慌により、農産物価格は不安定となった。県下の米価は、大正七年の米騒動のとき一俵（四斗）二〇円もしたものが、昭和二年（一九二七）の金融恐慌によって急激に落ち込み、さらに同四年の世界恐慌によって同六年には七〜八円に下落した。これは五年の豊作が、かえって豊作貧乏を招いたのである。このため農産物価総くずれのドン底におちいって、いっそう農家経済を窮乏させ、多数の失業帰村者がかかえていた農村は経済危機にみまわれることになった。一方、当時の農家の経営規模をみると、一〜二町以上の経営規模をもつ上層農民はゆるやかに増加していたのに対し、一町以下の中・下層農民の戸数は減少傾向にあつて、中・下層農家の没落と転業がみられた。なかでも自小作層の減少は小作層よりいちじるしかった。

そのため、国・県も必死の農村救済対策を講じることになり、国道一七号線新設工事をはじめ、後に述べる吉敷川改修工事など、いわゆる時局匡救事業を全国的に行うと共に、農村の自力更生を強力に勧奨した。再び海外移住がすすめられるのもこのころである。

大歳村でも、昭和四年（一九二九）十月に「大歳村必行事項」を定め、経済緊縮について次の諸事項の励行に努めている。要約すると、(1)教化総動員については、祝祭日の国旗掲揚と神社参拝。(2)私経済緊縮のため時間について、諸会合の時間を励行し、無駄な空費を避けて勤労に励むこと。(3)婚儀については、披露宴など分限を守って質素を旨とし、石地藏搬入など不謹慎な習俗を打破すること。(4)葬儀については、一般会葬者への膳部の廃止や返礼の禁止。(5)社交礼儀として、忘年会・新年宴会、回礼・酒宴の廃止や贈答の自粛。(6)業務能率の増進と消費節約については、仕事に精励し能率の増進に意を用い、余剰労力を内職・副業に利用し、日用品の消費に留意して貯蓄に努めること、などであった。

県も、農山漁村の窮状を救うため、満州事変勃発後の昭和七年（一九三二）四月から、畜産や園芸などの副業を奨励し、農家の購買・販売・貯蓄など農業経営の改善を掲げる模範的農村の設置をすすめた。さらに、同年九月五日内務省は「国民経済更生運動」を指示し各町村に「経済・産業の刷新振興を図って更生の前途を講ずると共に、協働共済の実を挙げ、以って新興生活の基本を確立する」ため、「自力更生」をスローガンとする経済更生計画の樹立を呼びかけた。

この運動は、各町村長を委員長とした経済更生委員会を結成して計画をつくらせ、県がその計画にそって市町村を指定して実施させる運動であった。市町村は計画に負債整理などの財政改革、畜産・養蚕奨励、自作農創設、生産物の共同販売購買などを掲げて運動を展開した。農事の有機的改良が主体であったから、町村と学校・農会・産業組合の四者が一体となつて経営改善を進めるもので、昭和七年度から町村の指定が行われた。

大歳村は、昭和八年（一九三三）六月に五か年計画事業として「大歳村経済更生計画」をたて、県の指定を受けて実行に入った。この計画書は、昭和初期の農村大歳村の実態を浮き彫りにしているの
で、まず村の概略を紹介しよう。

農業収入（昭和八年）をみると、米作（一一八、六〇三円）、麦作（一三、五八一円）で全体の七〇％を占め、次いで野菜果実（二〇、一一二円）、農産加工（一一、三二五円）山林（一一、六〇五円）などで、当時の農家経済は、

総収入 二二〇、五二三円

総支出 二四四、一八二円

差引 赤字一三、六五九円（一戸当り四一円七七銭の赤字）

また、農家戸数三二七戸（専業一九一、兼業一三六）、農業人口一、二五五人（一五〇歳の男子六二〇人、女子六三五人）に対する生産人口は七五八・五人（女性と年少者を成年男子の稼働力に換算）で、前記生産に必要な労働力は年に一三〇、五八四人であった。したがって、一人一年間の労働日数は一七二日（ $130,580人 \div 758.5人 = 172日$ ）であり、残り一九三日は収入につながらない遊休日であった。このように、農村の実態は赤字経済のうえに、一か年の半分近くが開店休業という潜在失業者群であったのである。

村当局の更生計画は、(1)大量の余剰労働力を、米作以外の野菜園芸・養蚕・養鶏・養畜・養蜂・林業・農林加工などの生産拡大に振り向ける。(2)消費経済面では、自給肥料の造成・醤油の自家醸造・

砂糖には蜂蜜使用・魚肉の代わりに鶏卵・茶は自家製茶・燃料は柴草採取で自家充足など。(3)その他購入販売の統制、頼母子講の整理などと、こまかい指導方針を示した。実行機関として、村農会・農事組合を充実し、督励員の設置を定めた。とくに注目すべきことは、三〇〇〇円を支出して「大歳実業公民学校」（二八五ページ参照）の作業場を拡張し、牛一頭を購入し、学校地続きの田地一町歩を耕作してモデル農家を経営し、一般農家の指針としたことである。

こうして積極的な自立更生計画を進めたが、この計画も結実しないまま、昭和十二年（一九三七）日本は日中戦争に突入してしまった。

吉敷川の改修

昭和初期の不況は農産物価格を暴落させ、潜在失業者群をかかえた農村を危機におとしいれたことはすでに述べたが、満州事変勃発後の昭和七年度から、これら農村の救済をはかるため、時局匡救政策が展開された。

昭和七年（一九三二）九月十五日、岡田知事は県議会で、時局匡救事業は、「農山漁村の振興と商工業の更生のため、積極的に財政支出をはかり景気の回復をはかろうとするもの」と説明し、国庫補助・皇室下賜金・県費などによって土木工事を中心におこなうと述べた。七年度の県市町村の時局匡救土木事業費は三七〇万余円で、道路工事費が七三％を占めたほか、河川・港湾・用排水路・荒廃地

復旧などの市町村営工事が行われ、就業者は延六四万余人にのぼった。まえに述べた国道一七号線の新設工事も、この年に行われている。時局匡救事業二年目の八年度は、国庫補助を中心に三〇三万余円、九年度は国の補助が少なく事業費は半減したが、県は一二〇万円を支出して一二八万人を就労させ、十年度にこの事業を終了した。

この時局匡救事業の一つとして行われたのが、吉敷川の大改修であった。榎野川については、明治二十二年（一八八九）に小郡丸山から岩富の橋詰（吉敷川改修までここに黒川橋があった）まで、堤防兼道路（県道）として改修されていたが、橋詰から上流の湯田井手付近までの吉敷川堤防は、昔のままであった。川土手は低く、川幅も狭く、水害の一因ともなっていた。橋は、県道に架かる黒川橋のほかは、石橋といって四、五枚の石を置いて飛び石づたいに渡っていたので、すこしの雨でも水没して通れなくなったから、住民は不便をかこっていたのである。

吉敷川改修工事は、昭和九年（一九三四）十一月五日に起工された。総工費二〇〇、八六二円（国庫補助一〇〇、〇〇〇円、県負担八五、〇〇〇円、村負担一五、〇〇〇円、寄付金八六二円）

工事区間

右岸	吉敷村八反田	大歳村三作芝村	一九九〇・六メートル
左岸	大歳村五反田	大歳村岩富東川久保	二〇四六・八メートル

この改修によって、川幅は平均二五メートルと広くなり、兩岸の堤防もかさ上げされて面目を一新した。そして、鉄筋コンクリートの橋脚をもった堂々たる橋が新設された。すなわち、上流より湯田井手の下にある下湯田橋、次いで千代丸橋・黒川橋・供有橋・大歳橋である。完工したのは、昭和十

一年三月であった。

引き続き、同じく時局匡救事業として榎野川本流の大改修が行われ、大歳側は石津橋から、平川側は高田橋から共に和田出合までの堤防が施工された。大歳側の総工費八五、〇〇〇円で、このうち村費負担六、三七五円を昭和十二、十三、十四年の三か年賦で分担している。

橋の整備

大歳地区は、北から吉敷川が流入して東西に二分しており、昔から岩富・三作付近は豪雨のたびに氾濫して交通にも支障をきたしていた。この吉敷川を渡るための橋は、天保十三年（一八四二）『風土進進案』の記録によると、石州街道に黒川石橋が「か所記載されているだけで、吉敷川については何の記述もない。この石橋は、明治二十二年（一八八九）の榎野川改修で、道路兼用の堤防となった際、新しい大石橋に架け替えられた。その後、昭和十年（一九三五）の吉敷川改修によって、下湯田橋（現在は無い）・千代丸橋・黒川橋・供有橋と大歳橋の五橋が新しく架橋され、村内の交通事情は一新されるのである。次に、主な橋について記述しておこう。

大歳橋 大正二年（一九一三）に国鉄山口線が開通し大歳駅が開業されたので、大歳村では駅から県道（街道）までの里道を新設したが、岩富に渡るにはすこし下流に架かる黒川橋を迂回しなければならなかった。そのため、吉敷川改修の際に現在の「大歳橋」が昭和十年十二月に架橋されるの

である。このとき旧県道（街道）にかかっていた黒川橋は取り壊された。

壊された黒川橋の前身をたずねると、天保十三年（一八四二）の『風土注進案』に「黒川石橋長十二間（約二一・六メートル）、幅一間一尺」とある。宝暦元年（一七五一）に和泉国（大阪府）の石工岩屋万助によって架けられたものであった（田中家文書『年中吉凶記録』）。明治二十二年（一八八九）の榎野川改修のとき、黒川石橋の少し下流に新たに架け替えられた大石橋が黒川橋で、明治時代後半には人力車・客馬車でにぎわい、軽便鉄道も通ったのであるが、時代は移って大歳橋に席を譲るのである。

供有橋 現在の供有橋のあるところは、昔の石州街道（旧県道）から美祢に通じる道筋で、吉敷川を渡るには坂東橋と呼ばれていた四枚の飛び石しかなかった。少しの雨で水没したから、人々は不便をかこっていた。これを見かねた田中平四郎（人物編参照）が私財を投じて、昭和八年（一九三三）に架橋され、「供有橋」と名付けられた。この初代供有橋の竣工式の写真によると、改修まえの堤防がいかに低かったかがわかる。この橋も昭和十年に改修され、現在は三代目である。

黒川橋 現在のJA山口中央大歳支所前から勝井に出る道筋で、昭和十年十二月に架橋され「黒川橋」と命名された。旧県道の黒川橋が廃棄されたため、ここ黒川市に架かる橋ということでこの名称になったのであろう。（現在の橋は昭和五十四年三月竣工）

千代丸橋 ここも飛び石の橋で、高井・勝井方面からの小学校生徒の通学路であったが、改修によって昭和十年にコンクリートの橋になった。（現在の橋は昭和五十七年三月竣工）

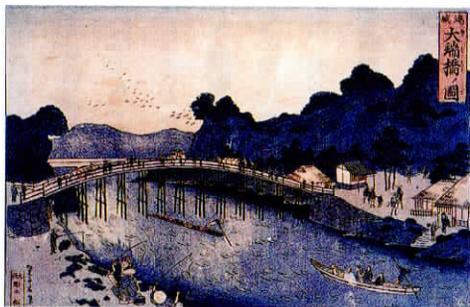
二斗代橋 この橋が架かるのは、戦後の昭和三十年である。矢原駅から国道九号線（現在市道）へ通ずる道路の新設にともなって架橋された。（現在の橋は昭和五十六年二月竣工）。

また、大歳地区の南側は山口盆地を貫流する榎野川が流れ、上流側の富田原東端から小郡境まで六キロメートルに及んで平川地区との境界をなしている。昔からこの対岸への渡河点は、大場・秋穂渡瀬・石津・吉富渡瀬・高田などが主な地点であった。『風土注進案』によると、大場（端）は板橋、秋穂渡瀬は渡し場（渡し舟）、石津は土橋、吉富渡瀬には幅一尺の木橋とあり、高田については記載がない。三か所の橋といっても長さも短く、中洲にかけられた仮橋程度のものであったと考えられている。ところで、平川地区は昔から榎野川によって隔てられた陸の孤島であったから、山口の町場や街道（国道）へ出るための手段に関心が強く、榎野川の橋は主に平川側の住民によって維持管理が行われてきたのであるが、これらの橋について簡単にふれておこう。

大場橋 豊年橋 富田原から対岸の平井に渡る橋を「大場橋」といっ

た。大庭・大端とも書かれている。『風土注進案』によると、「大庭村 一ヶ所 板橋 但長十五間（二七メートル）、幅三尺六寸」と

ある。藩政末期（明治三年説もある）の版画「鴻城錦絵」のなかの「大端橋ノ図」には、立派な木橋が描かれており、榎野川の常設橋の最初であろうといわれているが、天保時代に架け替えられたもの



鴻城錦絵・大場橋

であろう。明治になっても橋の維持管理は、平井を中心とする関係住民の負担で行われた。明治三十四年（一九〇一）、関係住民の協議によって、資金を投じて強固な橋を架け替え、「豊年橋」と名付けた。その訳は、この年がたまたま豊作であったことと、橋が丈夫になったことで山口の町家から肥料の糞尿を運ぶ車の通行が一層便利になり、豊作が期待されるということから、この名が生まれたといわれている。大正二年（一九一三）、国鉄山口線の開通により大歳駅・湯田駅が開設され、両駅に通ずる道路橋梁の整備として、平川村費による管理に編入された。

秋穂渡瀬橋 秋穂渡瀬は、山口と秋穂港を結ぶ秋穂街道の渡し場である。大内時代、山口へ入るため秋穂浦から幸田く梅の木峠く陶峠く平井を経由し、榎野川を渡って袖解橋から山口の町場へ続く道筋は、都や九州からの使者が往来したことから、土地の人は「お上使道」と呼んだ。昔は重要な街道であったが、『風土注進案』によると「秋穂渡瀬 渡場一ヶ所、満水の節は渡し無之」とあるから、藩政末期には渡し舟で渡ったのであろう。あるいは仮設の板橋程度のものであったのかもしれない。山口線の湯田駅の開設にともなって、大正四年（一九一五）に平川村費支弁の「秋穂渡瀬橋」が誕生した。

石津橋 石津の渡しは、『風土注進案』によると「石津渡瀬 土橋長十六間（二八・八メートル）幅五尺」とあるから、榎野川の川幅からして橋は流れの深い中央部のみにでもあったのであろう。

明治二十四年（一八九一）ごろ、平川地区の小原の住民を中心とする受益者負担で「石津橋」が新設されたが、大正二年の大歳駅開設に対応して、大正五年（一九一六）に平川村の村費管理となり、

翌六年に架け替えられて強固な橋になった。

吉富渡瀬 秋穂渡瀬の下約一五〇メートルにあつて、『風土注進案』によると矢原村に「吉富渡瀬 板橋長十間（約一九メートル）、幅一尺」とある。矢原と平川地区の向矢原を結ぶもので、川幅からみると一部分に架けられた仮橋程度のものであったのであろう。当時、矢原村に属する向矢原には上矢原の吉富家（庄屋）の田地があり、加徴米を運搬するために使われたという。明治の中頃に廃止されたが、現在、岡本義雄宅（穂積町）に板橋の一部が残されている。

高田橋 藩政末期、黒川市・岩富・三作などと対岸の田屋島・福良の地域を黒川村といった。村内を榎野川が横断していて、渡河点は高田だったというが、『風土注進案』にはなんの記載もなく、渡河の方法も明らかでない。明治十八年（一八八五）、地元住民が渡し舟を常設してその賃金を維持費にあて、五年の許可期限が満了すると、仮橋を架けた。そして、大歳駅の開設にともない、大正四年に平川村の村費支弁橋となった。

以上の諸橋は、村費によって維持管理されるようになって、一層交通の利便が増進した。昭和十九年（一九四四）、山口市と合併後は市道橋となり、一部は県道に編入されて県費橋梁となるものもあり、相つぐ改修によってすべてが旧態を一新し、新しい景観をなしている。

大歳の産業

「農は国の大本なり」という考えは昔から終始一貫していた。経済の根源として土地と農民とは離れることのできないものと見なされてきた。したがって、農業中心に発展してきた大歳村は、昭和三年（一九二八）における職業別従事者のなかで、農業従事者が七四％を占めていた。このように農業は、当時においてもいぜんとして大歳村における重要な産業であった。明治以来の勸業方針により、農産物・農業技術の改良がすみ、野菜・果物などの地域の特産物も栽培され、全国に名を知られる作物も現れた。次の表5は、大歳村における主要農産物の収穫状況であるが、米・麦の主要作物に次いで、収量の突出している茄子もその一つであった。また、家畜や副業としての養鶏・養蚕などの状況は表6のとおりで、耕作に使役される牛・馬を除くと養鶏が盛んであったことが知れる。

大歳茄子 「大歳茄子」は、明治三十四年（一九〇一）ごろ県農事試験場に勤務していた長谷川本蔵（矢原在住・大正十四年没）が、試験圃の中から茄子の有望種を発見し、育苗して知人に配布したのが起源といわれている。当時は、矢原ナスと呼ばれ、形状は丸ナス（巾着）で黒紫色、肉質のしまつたナスであったという。

そのころ大歳村は山口町や湯田温泉をひかえた野菜どころで、「大歳ナス」は大正から昭和にかけて水田の輪作によって栽培され、生産が伸びた。連作による忌地現象を避けるため、休栽期間を五〜六年取って、例えば水稲↓大麦↓ナス↓冬野菜（大根・白菜）↓玉葱↓水稲の順に輪作された。二月

中旬に種を播き、移植して四月下旬から五月初旬に畑に定植して、収穫期は五月下旬から九月上旬で、収穫量は一反（一〇アール）当り二・六〜三トン程度だったという。昭和三年の調査によると、生産量は三万八四〇〇貫（二四四トン）で、推計面積は約五町（五ヘクタール）と記録されている。

一方、優良種を保存育成しようと、大正十五年（一九二六）四月に会員四〇人で「大歳茄子採種組合」が結成され、矢原地区に県指定の原種圃場が設けられた。採種された種子は、「大歳ナス」の銘柄で県内はもとより広く県外に送られ、昭和初期から同二十年代の園芸要覧などの図書には必ず大歳ナスが紹介されていた。しかし、昭和十八年（一九四三）発行の園芸カタログによると、全国優良銘柄十二種のうちの二つに数えられ、「大歳茄子」②一袋七錢、一勺一五錢、一合一円二四錢。中長種の代表品、長さ六寸径二寸余、正形黒紫色、肉質緻密味佳く性強健、病虫害の抵抗力強し」と紹介されている。いつ

のころか不明だが、その主流は丸茄子から中長茄子に変わっていったのであろう。このように、大歳の地名を冠

表5 大歳村の主要農産物 (昭和3年)

品名	収穫量	価格
米	6,329石	158,015円
麦	2,474石	26,916円
なすび	38,400貫	7,680円
大根	27,750貫	2,775円
漬菜	23,400貫	3,510円
甘藍	10,260貫	2,565円
里芋	8,690貫	2,000円
甘藷	8,092貫	971円
かぶ	6,240貫	936円
馬鈴薯	4,768貫	857円
胡瓜	4,340貫	956円
人参	2,800貫	700円
西瓜	1,200貫	400円

(大歳小の『大歳村基本調査』)

表6 畜産・養鶏等飼育状況 (昭和3年)

種別	数量	備考
馬	149頭	
牛	73頭	うち乳牛4
豚	22頭	飼育戸数5
養鶏	1715羽	卵価格3318円
養蜂	13箱	価格19円
養蚕	春蚕繭86貫	価格537円
	夏秋蚕繭78貫	価格375円

(大歳小の『大歳村基本調査』)

して全国的に有名だった「大歳茄子」は、戦中の昭和十年ごろに大歳茄子採種組合が解散し、また、食糧増産で米作と競合すること、長形茄子が好まれる風調が強くなったことと共に、他の優良品種の出現もあって次第に衰退していった。昭和三十一年の県の調査でも栽培皆無と報告されている。

養 鶏 養鶏が副業として盛んになったのは、大正末期ころからである。大歳でも企業的に取り上げられ、岩富の平川和四郎が白色レグホンの多産性に着目し、孵卵器ふらんきを設備して孵化をはじめ、近村に雛を分譲したのが始まりである。昭和三年の調査によると、養鶏数一七一五羽（成鶏雄一九九、同雌八一八、雛六九八）、産卵数は二万一一八〇個（価格三、三一八円）となっている。昭和七年には、大飼育者七戸で一三〇〇羽、小飼育者一四五戸で二五六六羽、卵価一〇〇匁一四銭で村内総収益五九〇八円と記録されている。

この養鶏事業が飛躍的に発展するのは戦後のことである。昭和二十四年に大歳・吉敷・平川・小郡（二部）の一六養鶏家によつて大歳養鶏農業協同組合（組合長石井東一）が創立され、飼育総数二万羽、うち大歳地区は一万五〇〇〇羽を超えた。昭和三十四年度の農林省産卵能力検定において、前組合長の石井東一（人物編参照）が全国第一位（世界新）を獲得するなど、輝かしい成果を収めた。

商工業 大歳地区は古來からの純農村地域で、商工業については特筆すべきものはない。明治から大正時代にかけて、酒・醤油・酢・種油・豆腐・瓦等の製造販売、鎌鍬製造の野鍛冶・大工・左官業・米穀仲買・肥料・染物・飲食店はじめ、客馬車・人力車の丁場など、地域経済を対象とする諸業にとどまった。明治末期の商工業者数は七〇〇八〇軒あったが、ほとんど農業を主とする片手間の小商売

で、ほかには呉服・雑貨の卸・小売業者があつたのみである。

山口市への合併

合併への過程 山口町は明治三十八年（一九〇五）に上宇野令村と合併して町勢拡大への第一歩を踏み出し、ついで大正四年（一九一五）に下宇野令村を併せて市制実施を目指していた。しかし、県庁の所在地でありながら、大正末期に至つても当時の市制施行要件の人口三万人に対し二万七千余人にすぎず、人口不足からいつまでも市制を布くことができなかった。

昭和三年（一九二八）、山口町は万年町から脱却しようと、隣接の大内・宮野・吉敷・大歳・平川五か村との合併を企図し、県の橋渡しもあつて六か町村の合併問題協議会も開かれてその気運も高まりつつあつた。だが、各村にはそれぞれ事情があり、にわかには大同団結という運びには至らなかった。すなわち、大歳村は平川村と吉敷村との三村提携により、「昭和村」をつくる案が浮上していたのである。すでに三村合併委員会も設置されていた。ところが、その年の十一月十六日に突然に山口町と吉敷村の合併が両町村会議で議決された。こうして昭和四年（一九二九）四月十日、両町村は合併して市制を施行し、「山口市」が誕生した。

当時、山口町としてはなるべく隣接五か村と同時に合併したいと、各村に個々単独で呼びかけていた。しかし、当初から乗り気の少なかった大内村は別として、大歳・平川両村は多分に合併してもよ

いという気運を高めていたものの、吉敷村の不意打ちに対する反感から、同時合併を敬遠してしまつた。宮野村も合併推進者と反対論者の抗争が激しく、まとまらなかつた。

昭和七年（一九三二）四月、石崎哲二山口市長は就任にあたり、「山口市発展のため付近村の合併を提唱したが、山口市は今後南進政策を行わなければならない。要するに表玄関である小郡町に連絡するため、まず大歳村との合併を行いたい」との大方針を声明した。以来、この南進政策は歴代市長に継承されたが、大歳村としては、旧吉敷村が出し抜いて単独で合併したいきさつから、裏切られたという感情をぬぐい去ることができなかった。

日中戦争が始まり、昭和十五年（一九四〇）の皇紀二六〇〇年記念を機に、戦時体制強化の方針に対応して、「大山口市」を実現させようとする構想がおこつた。吉敷郡北部六か村の合併が進められたが、足並みが揃わず、結局、翌十六年四月一日宮野村のみが合併するに至つた。

宮野村との合併に成功した山口市は、その余勢をかって念願の南進政策を実現させるべく、大歳村に本格的に働きかけてきた。ときの高橋忠治市長は、「山口市が大歳村の合併を切望する理由について」と題する長文の趣意書を自ら執筆し、全村民に配布してその理解を求めたのである。これは大歳村民に大きな感銘を与え、共鳴者が現れ、大歳側委員と市側の折衝も円滑に進んで、合併問題は具体化していった。そして十六年（一九四一）七月三十日の大歳村会で合併が絶対多数で可決された。ところが、これに対して宮成村長はじめ合併反対派の強硬論が登場して、行政区変更の満場一致の議会議決が得られないため、未解決のまま昭和十六、十七年が過ぎた。先に旧吉敷村が単独でいち早く山

口と合併したときのしこりが、いまだに忘れられていなかったのである。

山口市に合併 太平洋戦争は三年目を迎えていよいよ激烈を極め、戦局は日々に不利となつて南方各地での敗報が伝えられ、国民の総決起が一層叫ばれるようになった。そうした昭和十八年（一九四三）の暮れ、県知事熊谷憲一の発意により、山口市を中心として付近町村の合併による県中枢大都市建設の機運が盛り上がった。大歳村は山口市との合併を決議したまま二年を経過しており、市側もその対策に苦慮していたから、お互いに好都合であつた。そして、山口市は大歳村だけでなく、さらに吉敷の南部を含めて、「大東亜建設に寄与するための大合併」に発展させようとしたのである。すなわち、「広地域ニ渉ル新市八、今後益々大和ノ精神ヲ發揮シ、常ニ大局的見地ニ立チ、南部ハ主トシテ産業的施設ヲ講ジ、北部ニハ精神文化ノ殿堂ヲ拡充スル等、各地区ノ特長ヲ遺憾ナク發揮セシメ、以テ市勢全般ノ発展ヲ図リ、速ニ山口県中枢都市トシテ名実兼備ノ大山口市建設ヲ達成センコトヲ希望シテ止マザルナリ」（『建設委員決議文』）とあるように、この合併によって南北共栄を期待し、さらに東亜の建設に寄与するという重大使命を達成しようとしていたのである。

昭和十九年（一九四四）二月一日、熊谷知事の提唱で、北部の山口市と大歳・平川の二村、南部は小郡町と陶・名田島・秋穂二島・嘉川・佐山の各村と阿知須町の一市二町七村の関係市町村長が懇談し、急速に「大山口市」建設構想が具体化した。そして短時日の間に協議がまとまり、同十九年四月一日、二町七村が山口市へ合併した。

この大山口市誕生の前日、すなわち三月三十一日に大歳村役場では廃庁式が行われ、翌日「山口市

役所大歳出張所」として新発足したが、初代所長は中村本彦であった。当時の大歳村の人口は二、六三一人（五八八世帯）で、新発足した山口市の総人口は七万六、四四九人（七、二三四世帯）であった。

なお、市会議員や町内会長も必然的に更新されることになった。そのため、四月十五日に市会議員選挙の告示が出されたが、時局重大のおりであることから、挙市一致の推薦候補が選ばれ、異論もなく無投票で五月五日全員当選と決定した。大歳からは村長を勤めていた中村本彦が選出された。また、町内会長の異動もおこなわれ、大歳地区連合会長には安富滝三郎が推された。

戦時下の生活

昭和十二年（一九三七）七月七日、中国において日中戦争（日華事変）が始まり、戦火はたちまち華北一帯へ広がって、八月には上海に飛火して戦線は拡大した。出征兵士はつぎつぎと中国大陸の戦場に送られ、予備役兵にも相次いで召集がかかり、ことの重大さを知らされた。

そうしたなかで、九月には「国民精神総動員運動」が展開されることになった。この運動は、日本精神発揚のため神社参拝・出征兵士への感謝・消費節約・勤労報国・隣保扶助などの精神教化を推進するものであったが、事変の長期化にともなって食糧問題・経済道徳の確立へと重点がおかれていった。翌十三年四月には、「国家総動員法」が制定され、いよいよ非常時統制経済の時代に突入した。

この法律は、国防目的達成のため生産・流通・労務・物資・物価・運輸などあらゆる分野にわたって政府が勅令で統制を加え、国の総力をあげて長期戦にあたるものであった。こうして十四年に入ると、賃金統制・国民徴用・価格統制などの勅令が相次いで発動された。

日中戦争の長期化にともない、国際関係は更に険悪となり、近衛内閣が倒れて昭和十六年（一九四一）十月に東條内閣が実現すると、運命の十二月八日を迎えることになった。すなわちハワイ真珠湾の攻撃に始まる太平洋戦争（大東亜戦争）の勃発である。当初、しばらくは景気のよい戦果のラジオ放送に国民は血を湧かしていたのであるが、その一方では若者たちが相次いで戦場に送られ、あるいは徴用されて軍需工場に行き、農家の馬も軍馬として徴発されるなど、銃後は耐乏生活を余儀なくされるようになった。そして、悲しい英霊の帰還を大歳駅で迎えることも次第に増加していくのである。

米の統制 日中戦争から太平洋戦争へと続く総力戦の長期化は物資の不足をきたし、国民の消費生活はいっそう欠乏し、最低生活の確保も危うくなっていた。なかでも主食の絶対必要量は不足したから、昭和十四年には米穀の個人取引を禁止し、日常消費には白米が禁止されて七分づきとなり、翌十五年には「米穀管理規則」が制定されて、米の生産者でも自由に消費することを禁じ、自家保有米以外は国家管理下におかれ、供出の割当て・地主保有米の制限・政府買い上げなどが実施された。

このころ、山口県でも自主的に切符（通帳）による配給制度を実施し、一人当たり配給基準量は一日二合九勺（四〇六グラム）と定めた。そして十六年に入ると食糧事情はいっそう厳しくなり、次のように改正された。

七歳以下	一人一日当り	一二八グラム（一合三勺）
八〜一四歳	一人一日当り	二八〇グラム（二合）
一五歳以上		

甲種（一般）	一人一日当り	三三六グラム（二合四勺）
乙種（丙種に属しない労働者）	一人一日当り	四二〇グラム（三合）
丙種（農繁期の農業者）	一人一日当り	四六二グラム（三合三勺）
〔および重筋肉労働者〕		

（昭和十七年五月から妊婦・青少年に一人一月一升などの「加配米」が特配された）

しかし、食糧事情の前途はなお暗く、昭和十七年（一九四二）二月に従来の食糧統制を統合した「食糧管理法」が制定され、自主配給制度を改めて国家管理へと拡大されることになった。すなわち、主要食糧（米穀はもちろん大麦・裸麦・小麦・雑穀・甘藷・馬鈴薯ならびにその加工品である麺類・パン）はすべて国の管理下におかれ、その供出・配給も直接国の手によって統制されるのである。農家には強制供出割り当てが行われたが、それは総生産量（作付反別×平均反収）―（種子＋自家保有米）÷供出量であった。米の供出割り当ては実に深刻で、国の出先が行う作況指数と、町村の個人申告をまとめて県に提出したものとを調整して、国が県へ、県は各郡市へ、郡は町村に、町村は各地区・各部落に割り当て、部落ではこれを個人（耕作者）に割り当てた。だが、出征による労働力不足、肥料などの欠乏もあって増産は望まれず、各段の割当会議は常に紛糾し、難航するのが常であった。こ

のため、「三度の食事を一度に減らしても供米を」と、供米完遂運動が行われ、農家は悩みながらも勝抜くまではと自家保有米を削って供出に応じたという。しかし、食糧規制の強化によって、町の消費者へは雑穀・薯類の代替配給が増え、子供の多い家庭などの飯米不足は深刻なものとなった。大歳地区にもひそかに消費者が訪れて物々交換を求めたり、あるいはヤミ屋が横行して法外なヤミ値で取引きされるなど、世相は悪化していた。

衣料などの統制 生活必需品の衣料品も底をついた。最低の供給を確保するため点数による切符制度が採用されたのは、昭和十七年二月からだ。それまでは不自由ながらも金で買っていたものが、衣料品の購入に切符がなければ入手できなくなった。この衣料切符は、一人一か年に甲種（郡部）八〇点、乙種（市部）一〇〇点の二種で、別にタオル・靴下用の小切符が付いていた。品別点数の一例を上げると、国民服・学生服上下三二点（昭和十八年から四〇点）、学童服上下一七点（同二二点）、長袖シャツ二二点（一五点）浴用タオル三点（三点）などであった。

このころ、婦人標準服としてモンペと防空頭巾の三種の服装が紹介され、しだいに女性のモンペ姿が一般化していった。昭和十九年には切符点数が一種（二九歳以下）五〇点、二種（三〇歳以上）四〇点、特殊（乳児・妊婦）五〇点と大幅に減点された。

そのほか、配給制度は塩・砂糖・魚介類、そして日本人の食生活に欠くことのできない味噌・醤油にまで及んだ。

代 近 部落会と隣組 部落会・町内会が「市制・町村制」の条項の中に加えられ、市町村の末端補助機関

になるのは昭和十八年三月のことであった。この行政の補助組織となる部落会や隣保班は、新たに発足したのではなく、古くは五人組に端を発し、昭和初期の農村経済更生運動の組織となり、また、軍部の指導による家庭防空隣保班、昭和十二年の国民精神総動員運動の末端組織としても活動していたものである。昭和十五年に県の指導で整備が進められ、「部落会規程」などを定めたが、その業務は①生活物資の配給、②貯蓄および国債消化、③国の政策の浸透、④防空活動と訓練、⑤廃品回収・勤労奉仕・食糧供出などであった。

この部落に置かれた実行下部組織がいわゆる「隣組」で、隣保班とも呼ばれ、「向う三軒両隣り」の原則に沿って、「常会」を開き、「回覧板」が活躍したのである。(だが、部落会の行政機能強化は、住民自治組織としての本来の性格をうしなわせるものであった)

大歳村民の日常生活も日ごとにきびしさが加わり、物資の欠乏が目立つようになったが、戦争に勝ち抜くために、困苦に耐えなければならなかった。応召によって村内の労働力はいちじるしく不足し、そのしわ寄せが銃後を守る女性の肩に重くのしかかった。その上、大日本婦人会・女子青年団の一員として、出征軍人家族の慰問、防空訓練や各種奉仕活動にも忙殺されていた。

学校報国隊 学生・生徒が集団的勤労作業に動員されるのは昭和十四年ごろからで、農繁期の麦・稲刈りなどの増産の手伝いに励んだ。昭和十六年には、大歳国民学校四年生以上高等科の生徒をもって「学校報国隊」を組織し、勝井に拓いた修練農場を経営したのをはじめ、十八年になると、国道の両側に決戦菜園を拓いて、ソバ・ゴマ・ヒマ・南瓜・薯などを植え、山野に入って野ブドウ・エビヅ

ル・彼岸花の球根などを採取して供出した。飛行機用ガソリンの不足を補うための松根油をつくるため、松脂の採取が始まるのもこのころで、油化するためのかまどが、農業会によって石津橋の下に構築されていた。

警報下の卒業式 昭和十九年(一九四四)六月十五日の夕刻、警戒警報・空襲警報のサイレンが初めて大歳の空に鳴り響いて地区民をあわてさせた。幸い敵機の襲来はなかったが、一層灯火管制が厳重に行われるようになった。また、警防団などによる家庭防空指導も厳しくなり、防火水槽・バケツ・砂・むしろ・火たたき・スコップ・とび口などの整備や防火訓練も強化された。

明けて昭和二十年に入ると戦局は日増しに悪化し、大都市に対する敵機の空襲は頻繁となった。大歳の空にも警報のサイレンがしょっちゅう断続音を響かせるようになり、三月十九日大歳国民学校の卒業式は空襲警報下で挙行された。

国民義勇隊 本土決戦が叫ばれ始めた昭和二十年六月一日、翼賛会と翼賛壮年団を解散して「国民義勇隊」が結成された。全国民を網羅する国民組織として地域・職域ごとに結成する隊で、防衛および生産の一体化を図ろうとするものであった。隊員は国民学校初等科修了以上の男子(五五歳以下)と同女子(四五歳以下)で組織され、業務は①防衛・食糧増産・重要物資の運送、②陣地構築などの補助、③防空などの警防活動の補助などであった。結成当日、大歳地区内の各戸から一人宛、男子はゲートル、女子はモンペのいでたちで朝田神社の社前に整列し、必勝祈願がおこなわれた。

決戦態勢 戦局が苛烈となるにつれ、学生・生徒の勤労動員は農村労働から工場労働へ、そして学

徒動員として戦場へ送られ、女子は女子挺身隊に組織されて強制的に生産増強に動員されたから、戦後の人手不足の農村を守る者もまた必死であった。このように本土防衛に張り切ってはいたものの、終戦前の二か月間は大歳上空を敵機の編隊がたびたび通過して空襲警報に脅かされ、戦々恐々の日々が続いた。各戸に防空壕を掘り、これに避難する家もあった。幸い爆弾は投下されなかったが、降伏をすすめる宣伝ピラがしきりにまかれていた。土蔵の白壁にはコールタールを塗って迷彩をほどこし、学校の講堂の屋根には児童たちが縄で擬装網を張った。

七月三日、大国部隊の兵隊二〇〇名が大歳国民学校に駐留して本土守備にあたることになった。この兵隊は小型の大砲二門のほかはたいした装備もなく、時には丸腰・草履ばきで竹槍を担いで榎野川や吉敷川土手で演習している有様であった。

学校報国隊も、応召家庭の麦刈り・田植えに出動し、献納割当の縄ない・草履作り・草刈り・松脂採取、さらには竹槍訓練などに懸命であった。そして、終戦直前の七月三十日から初等科一年生は養元寺へ、同二年生は朝田神社へ、同三年生は上矢原公会堂への疎開授業が始まった。このころ、五・六年生が榎野川の高田橋付近の土手でちがや刈りを行っていたところ、突然、平川の鎧ヶ峠上空から数十機編隊のアメリカの小型爆撃機が現れ、中の一機が急降下して銃撃を加え、子供たちを縮み上がらせたという。

終戦 しかし、こうした本土決戦の構えもむなしく、八月六日広島に、九日には長崎に原子爆弾が投下され、八月十五日の玉音放送によってはじめて戦争に負けたことをしらされるのである。

この戦争で大歳地区からも多くの犠牲者が出た。日中戦争で一七人、太平洋戦争では一〇九人もの方々が戦死している。



榎野川風景